

ケインズの経済的国際主義観の変遷

松川周二

はじめに

- I 第一次大戦前までの経済的国際主義の理論と歴史
 - II 第一次大戦後のケインズの自由貿易論擁護と対外投資批判
 - III 大不況期のケインズの経済的国際主義批判
- おわりに

はじめに

自由貿易か保護貿易かをめぐる議論は、経済的国際主義に関する中心的なテーマであり、古典派経済学の時代から現代に至るまで繰り返えし論争が展開されてきた。しかし当然ながら、正統派の経済学者は、経済的国際主義の立場から自由貿易を支持したのに対して、保護貿易を擁護する論者は常に少数派であり、しばしば異端とみなされた。

しかし21世紀に入ると、たとえばノーベル賞を受賞したスティグリッツ (J. Stiglitz) がグローバル化する経済社会の弊害を告発した一連の著書 (『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』, 『世界に格差をばらまいたグローバリズム』, 『フェア・トレード』) を相次いで上梓し、世界に大きな衝撃を与えたことは記憶に新しい。一方、最も急進的な自由貿易論者といわれるバグワティ (J. Bhagwati) は、同時期に『自由貿易への道』や『グローバリゼーションを擁護する』を出版していることも見逃せない。

また最近では日本の TPP (環太平洋経済連携協定) への参加の是非をめぐって各界各層で議論が展開されており、TPP をテーマにして書物を書店で数多く見ることができる。そこで本論では、経済的国際主義の理論と歴史を簡潔に素描したうえで、偉大な経済者の一人であるケインズ (J. M. Keynes) が、経済的国際主義 (自由貿易と自由な資本移動) をどのように評価し、あるいは批判したのかを、時代状況をふまえてつづつ明らかにしたい。

I 第一次大戦前までの経済的国際主義の理論と歴史

[1]

アダム・スミス (Adam Smith) ・リカード (D. Ricardo) からミル (J. S. Mill) に至る古典派経済

学者によって、以下のような自由貿易理論が形成されたことは間違いない。

第1に自由貿易とは、自由で競争的な市場経済の国境を越えた展開であり、資源の国際間での効率的配分を通じて各国の総生産の最大化を実現することである。国家の自由貿易への介入は、どのような形態であれ、一部の産業には利益であっても、一国全体の利益を損なう。換言すれば、自由貿易の利益とは、各国が比較優位の財に生産を特化して輸出することにより、比較劣位の財を安価に輸入できるということであり、これは相手国が自由貿易国か否かにかかわらず生じることから、一方的（片務的）自由貿易と呼ばれる。もちろん、貿易は相互利益的であり、自由貿易のネットワークに参加する国が多いほど、利益が大きくなる可能性が高まる。

第2に自由貿易は比較生産費の差に基づく交換という静態的な利益に留まらず、経済の成長や発展という動態的な利益ももたらす。周知のようにアダム・スミスは、市場の拡大による生産の増加が分業・特化を促して生産性を上昇させ、生産費（したがって価格）を引き下げると説いており、もし市場が世界に広がるならば、消費者は国内・国外ともに「安価な財」を享受できることになる。またリカードは、収穫逡減による穀物価格の上昇を予想して、自由貿易（穀物法の廃止）を求めたが、それは穀物価格の下落によって賃金の引き下げが可能となるため資本家の利潤が回復し、それが投資の増加を通じて経済成長を実現するからである。またこれにより、工業製品国（英国）と穀物生産国との間に、比較生産費に基づく国際分業の相互利益が生じることも期待できる。

われわれは、古典派経済学の完成者とされるミルについて、次の3点を評価したい。

第1はミルが過剰資本の可能性と対外投資（資本輸出）の国家的利益を指摘していることである。すなわち、工業部門でも資本蓄積が進むと、収穫逡減の法則が作用し始め、資本利潤率の低下傾向が生じるが、過剰資本が対外投資として主に新興国に向う場合、国内の過剰投資の解消・安価な食料や原材料の輸入・工業製品の輸出先の確保などにより、利潤率の回復が期待できるとい¹⁾うことである。

第2は、貿易が経済成長を始動させる契機となるという指摘である。「外国貿易の開始は、これらの人々に新しい欲望の対象を知らしめ、……彼らの意欲を駆り立てることにより、国民の間に活力と野心を欠いていたために開発が行われなかった国に、一種の産業革命をもたらすことになる。すなわち、これまで僅かな娯楽品と僅かな仕事に満足していた人々がその新しい嗜好を満たすために、より熱心に働くようになり、さらには、その嗜好を将来においてより十分に満たすために、貯蓄し資本を蓄積するようにさ²⁾えなるのである」。

第3は、貿易が相互依存的かつ相互利益的であることから、国際平和の実現に寄与するとみたことである。「通商は、戦争とは本来的に対立する個人的利益を強化・拡大することによって、……戦争を陳腐なものにしてしまう。そして国際貿易の大規模な拡大と急激な増加とは、世界平和の主要な保障手段であり、人類の思想と諸制度の不断の進歩に対する偉大な永久保証であると言³⁾っても、それ誇張とはいえないだろう」。

19世紀を通じて、ほとんどの主要な経済者は、それぞれの立場・程度・方法で自由貿易を支持する議論を展開しており、保護貿易に対して一致して反対した。唯一の例外はマルサス（T.R. Malthus）であるが、彼も国家の食料安全保障の面から穀物法を支持したもので自由貿易一般に反対ではなかった。

ところで、正統派の経済者の多くは（少なくとも理論的には）、恣意性を排除した「自由とルール」という原則のもとで、自由貿易・国際金本位制・小さな政府を、三位一体でとらえていたと考えられる。

- (1) 自由貿易の利益が安価な輸入であるとしても、輸入の増加は貿易収支の赤字要因となる。しかし各国が金本位制のルールに従い、かつ経済組織が十分に弾力的ならば、赤字国の物価の下落による貿易収支の改善と黒字国の物価の上昇による貿易収支の悪化を通じて国際均衡は自動的に回復する。
- (2) 金本位制の下では、為替リスクが生じないので、貿易だけでなく、資本の移動（輸出輸入）も促される。資本の輸出国は、短期的には国際収支が悪化するとしても、(1)と同様の調整が働くことにより、また、中長期的には投資からの収益の還流によって国際収支は改善される。
- (3) 自由貿易は小さな政府を要求する。なぜなら、小さな政府（最小規模の収支均衡の健全財政）は自由な経済活動に対して中立であり、かつ、関税収入は当時の主要な税収源だったからである。

[2]

経済学的な論拠のある保護貿易擁護の代表は幼稚産業の保護論であり、成長が予想される新興産業を一定期間保護することは長期的にみれば国家の利益となるという理論である。この幼稚産業保護論の先駆となったのが、米国のハミルトン（A. Hamilton）であり、1791年、製造工業を英国からの輸入攻勢から守ることは、一時的には高価格というコストを伴うとしても長期的には価格の低下によって十分に償われると説いたが、この見解は19世紀の米国の保護貿易政策の有力な根拠となる。

いま一人の代表的な幼稚産業の保護論者は、ドイツのリスト（F. List）である。彼は主著『経済学の国民的体系』（1841年）において、いわゆる「経済発展段階説」をもとに、次のように主張する⁴⁾。すなわち、同じ発展段階にあるならば自由貿易は公平であるとしても、産業化に遅れた国が輸入を自由化すれば、高コストゆえに先進国との競争に敗れ、将来有望な産業が消滅してしまう恐れがあるので、成長して生産性が上昇するまでの一定期間、保護されるべきであるというものである（これは、先進国英国に対抗してドイツの産業を保護・育成するための現実的な戦略である）。もちろん、幼稚産業保護論には将来の成長産業が予想できるという完全予見の問題がある。また実際、保護された産業が国内で十分な競争状態が維持されなければ、当該産業は成長せずに高コストのまま、むしろ国民の負担となる可能性が高まるだろう。

[3]

19世紀前期、ヨーロッパには重商主義的な諸制度が残存しており、英国でも1815年に穀物法が制定され航海条例も健在であった。しかし、いち早く工業化に成功した英国の産業界にとって、国際的な市場の拡大が不可欠になりつつあり、貿易に関する規制緩和・廃止が求められていた。実際、貿易の自由化に向けては、既に1786年にフランスとの間で、関税の相互引き下げを決めた英仏通商条約が締結されたが、この条約は、その後のフランス革命・ナポレオン戦争そして大陸封鎖によって履行できなかった。しかしその間、英国産業（綿業・製鉄・石炭・機械など）が急激に成長し生産力を高めていくが、1810年以降、反動的な不況に陥る。それは、国内における軍需

（兵器類だけでなく軍服や毛皮など）がストップするとともにヨーロッパからの需要も減少したことに加え、戦時期に税収目的で関税が引き上げられており、それが新興産業にとってのコスト上昇要因となっていたからである。

このような反動不況を背景にロンドンの商人が、トウーク（T. Tooke）によって起草された「自由貿易に関する請願書（1820年）」を議会に提出し、諸外国に率先して自由貿易を進めるべきであると訴え、これがその後の自由貿易運動の指針となる。しかし、19世紀中期にかけて自由貿易体制を推し進めたのは、ランカシャーの綿業界の資本家を中心とする輸出産業界であった。

いうまでもなく保護貿易の象徴的存在は穀物法であった。地主階級を中心とする支持派は、食料安全保障を理由に穀物法の維持を求めたのに対して、輸出産業界を中心とする自由貿易支持派は、外国市場の拡大を期待して廃止を要求した。それは、自由貿易によって穀物（したがってパン）の価格が下落するならば、その分だけ賃金の引き下げが可能となるので、輸出品をより安く供給でき輸出市場の拡大が期待できるからである。しかも食料輸出国にとっても、輸出の増加によって英国製品に対する購買力が高まり、英国製品の輸入の増加が期待できる。

1839年、前年から不況を契機にマンチェスター市で反穀物同盟が結成され、自由貿易の運動が展開されるが、それをリードしたのがコブデン（R. Cobden）とブライト（J. Bright）を中心とするマンチェスター派であった。彼らは保護貿易に反対しただけでなく、自由放任政策と小さな政府を求め、また国際政治の面では、戦争や植民地主義に反対し、世界的な自由貿易体制の確立を通じて、世界平和の実現を目指したのである。前述したように関税は保護貿易の手段だっただけでなく、関税収入は当時、国家の主要な税収源だったことから、1824年ピール（R. Peel）首相は、自由貿易を求める声が高まるなか、所得税を得活して関税を大幅に引き下げるといふ税制改革を断行し自由貿易体制への道を開いた。

しかしながら、穀物法の廃止を決断させたのは、アイルランドの（馬鈴薯）大凶作による食料危機であり、国民大衆の安価な食料を切望する声であったことは間違いない。1846年、穀物法が廃止され、穀物の輸入が自由となり、また49年に航海条例も廃止され、英国の自由貿易体制が確立することになる。さらに1852年から55年、59年から65年に蔵相を勤めたグラッドストーン（E. W. Gladstone）は、所得税を財源として保持しつつ、嗜好品以外の関税の大幅な削減・撤廃を実現し、小規模で収支均衡の健全財政（いわゆる自由貿易予算による安価な政府）を実現した。

1840年代から70年代にかけての「世界の工場」といわれた時期、英国の繁栄はヨーロッパへの工業製品の輸出（とりわけ鉄道関連を中心とする資本財）とアジアや中南米などへの綿製品を中心とする消費財の輸出に支えられ、絶頂期を迎える。英国の自由貿易政策は、相手国に同じ自由貿易を求める相互主義ではなく、一方的な真の自由貿易であったが、1860年代、通商条約や関税協定などを通じて、貿易自由化の波がヨーロッパへと広がっていく。そしてその契機となったのが、1860年の英仏通商条約（コブデン・シュバリエ条約）であり、この条約により、フランスは英国の工業製品に対する関税を最高率30%まで引き下げ、一方英国はフランスの工業品への関税をゼロとして、ワインの関税も引き下げたが、この通商条約の意義は次の3点であると評価されている。第1に、これをモデルに各国間で通商条約が締結されたこと、第2に、これら低関税で結ばれた国の間で種々の経済協力が進展したこと、そして第3が最も重要である。それは周知の最恵国条項を含んでおり、そのため、両国が他の国と通商条約を結ぶと、自動的に「貿易の機会均

等」の原則がヨーロッパに広がり、差別関税が防止されることを意味している。

なお、英国の場合、自治領や植民地との関係が残されていたが、それはまず東インド会社の貿易独占が廃止されて**特惠関税**（特定国や植民地などに関税上の有利な待遇を付与する）**制度**に変わり、それも次第になくなっていき、カナダやオーストラリアなどの自治領は、それぞれ独自の通商政策をとるようになる。

〔4〕

前述したように19世紀中期、各国は自由貿易の方向へ前進はしたものの、世界的な自由貿易体制の構築には至らず、実質的な自由貿易国家は英国やオランダなど若干の国に留まっていた。確かに19世紀の後期、世界経済全体では成長が続いていたが、いわゆる1870年代の大不況期（1873年から96年）に入ると自由化の流れが逆転し、各国は以前の保護貿易に復帰し始める。たとえばフランスは漸次農業関税を引き上げ、ドイツもビスマルクが高関税政策を実施し、米国も南北戦争中から関税率を大幅に引き上げた。すなわち、多く国は、国内の生産者の国内外での総需要の維持・拡大を求める声に押されて、相手国が関税を引き上げれば自国も引き上げるという相互主義に陥ったために、高関税が広がったのである。（実際、1880年から1914年の間、自由貿易を維持したのは英国とオランダ・デンマークにすぎなかった）。

一方、自由貿易体制を主導してきた英国は、19世紀後期に至ると、ヨーロッパ諸国や米国の工業化の進展により、先進工業国としての地位は相対的に低下した。しかしそれでもなお、自由貿易を維持できたのは、膨大な貿易外収支の黒字（とりわけ対外投資からの収益であり、今日の定義では所得収支の黒字）が、貿易収支の赤字を超えて対外経常余剰（収支黒字）を生み出しており、それが再び対外投資の資金源になるという好循環を形成していたからである。そこで以下、英国の対外投資の概要を簡潔に述べておこう。

英国は世界に先がけ、1816年に金本位制に移行、その後ヨーロッパ各国が追随して**国際金本位制**が構築される。一方、長期にわたる繁栄と国際貿易によって富が蓄積され、その多くは直接投資や証券投資の形で、外国に資本輸出される。すなわち、安定した債券価値を背景に国際金融センターとなったシティー（ロンドン）では、マーチャント・バンカーが各国の政府や都市、植民地や自治領などの起債を引き受け、長期資金を低利で供給していたのである。実際、対外投資は1850年以降に活況を呈するようになり、その多くは、初めはヨーロッパや北米の鉄道建設に向かい、その後は70年代にかけて大英帝国内の鉄道建設や鉱山開発などへの投資が中心となるが、このような対外投資から得られた利子や配当収入の多くは再び対外投資となり、新たな対外投資も加わり、在外資産は膨張していく。

当時の鉄道建設は巨額な資金や機関車・車両だけでなく、最先端の技術や資材・各種の機械類を必要とする一大プロジェクトであり、英国は鉄道事業の運営のノーハウまでも含めて、ほぼ独占的に供給していた。したがってこの時期、貸付けられた資金のほとんどが、その他の事業向けも含めて、直接輸出の増加となって英国の企業に還流したために国際収支は悪化せず、加えて、19世紀後期から20世紀初頭にかけて、対外投資からの収入が海運収入を抑えて貿易外収支の過半を占めるようになる。かくして英国の対外投資は、自由貿易体制や金本位制に支えられた多角的な決済システムとともに、19世紀における世界経済の成長と繁栄に寄与したことは間違いない。

〔5〕

19世紀後期、ヨーロッパや米国の工業化の進展と各国の保護主義が強まるなか、バーミンガムを中心にミッドランズに立地する金属や機械など、各国と内外で厳しい競争にさらされていた産業が、1881年に「公正貿易全国同盟」を結成する。この同盟は、諸外国の高関税や輸出補助金などによる「不公正」な貿易に対抗して、それに見合う相殺（報復）関税を課すことによって公正な貿易の実現を目指すというものであるが、同時にそれは、帝国内特惠制度を導入して帝国内の貿易促進を図り、さらには共同防衛を提唱する「帝国連合同盟」と結びついて運動が展開された。同盟の主張は自由貿易を巡る議論を巻き起こしたものの多数の支持は得られず、1886年の「王立不況調査委員会の少数派報告」を唯一の成果として残し、1891年に解散される。

1895年、植民地相に就任したチェンバレン（Joseph Chamberlin、元バーミンガム市長）は早くも96年に、①帝国内の自由貿易を維持しつつ、帝国外に対して関税障壁を設けること、②英国と植民地との相互補完関係を強化し、帝国内での自給体制の構築すること、③保護関税によって国内産業を外国からの不正な輸出攻勢から守るとともに関税収入をもって社会福祉の財源とすることなどを目指し、「帝国関税同盟」を提唱する。しかしこの構想も自由貿易派に反対されただけでなく、植民地からの支持も得られなかった。

1903年、バルフォア（A. J. Balfour）内閣が成立すると、植民地相チェンバレンは、前年に1年限りの条件で復活した穀物登録税の延長を要求したが受け入れられず、それに抗議して大臣職を辞し、自ら関税改革運動に乗り出す。すなわち、1896年に提唱した「帝国関税同盟」に対する植民地側の要求を受け入れ、帝国内の自由貿易を、帝国特惠関税制度に代える「関税改革案」——英国は植民地からの食料の輸入を無税とし、植民地側は外国製品よりも英国製品の輸入に低い関税を課して優遇する案——を新たに提起するのである。

チェンバレンを中心に進められた関税改革運動は大きな論議を生み、経済学者の間でも、「自由貿易か保護貿易か」をめぐる論争が展開され、多数を占める正統派の経済学者グループは、1903年8月、エッジワース（F. Y. Edgeworth）が起草したとされる「反チェンバレン宣言（表題—経済学の教授たちと関税問題）」をタイムズ紙に掲載、そこには、マーシャル（A. Marshall）やピグー（A. C. Pigou）など14名が署名した⁵⁾。正統派の経済学者グループは、保護貿易はたとえ特惠関税であっても、英国の経済的繁栄にとって好ましいものではなく、保護政策は一度始めると予想以上に広がり、自由貿易に戻るのには容易ではないと主張した。政党間や政党内で論争が激化するなか、バルフォア首相は、自由貿易の利益は認めるが、従来の一方向的な自由貿易は公正ではなく、相互主義的な自由貿易が望ましいという、中間的な政策を指向する。すなわち、それは保護貿易国に対して、関税の引き下げを求め、それを拒否すれば英国も報復関税を課すと脅し、それを交渉の武器として、相手国の関税を引き下げさせようとするものである。しかしこのバルフォアの現実的な提案に対して、チェンバレン派は帝国内特惠を無視している点を批判し、他方、自由貿易派はそれを保護主義への第一歩とみなし反対した。

周知のように、マーシャルは主流派を代表する経済者であり、彼は直ちにこの問題に関する覚書を書き上げたが、慎重な彼は公表を差し控え、後に“Memorandum on Fiscal Policy of International Trade”として出版される⁶⁾。マーシャルは、次の時代に備えるための政策はあくまでも自由貿易であるとして、主たる論拠を以下の如く説明する（ここでは正統派の関税批判のほぼ

すべてが列挙されている)。

- (1) 関税は、保護された一部の産業の利益に資するとしても、資源の効率的配分を阻止し、貿易の縮小さらには国民分配分（財の総フロー）の減少を招き、国民経済にとっては利益的ではない。
- (2) 外国からの安価な財の輸入は、大きな国家的利益であり、関税による輸入（主に食料）品の価格の上昇は、貧困層の国民にとってとりわけ大きな負担となる。また英国の輸入が食料や原材料が中心であるため、報復関税の脅しは効果的ではなく、報復合戦になれば輸出産業にとっても大打撃となるだろう。
- (3) 保護関税は、利益を得る産業を特定できるために、関税導入を政府や議会に働きかけることができる。そして、いったん導入されるとそれが既得権益化するため、廃止が極めて困難となり、また導入や存廃を巡って政治的な判断を必要とするので、汚職や買収などの不正を招きやすい。
- (4) 長期的にみれば、自由貿易によって各国の企業間での国際競争が維持・拡大するが、それが企業の革新を促して生産性の向上に寄与し、自国企業の国際競争力が高まることが期待できる。

1906年の総選挙において、自由貿易支持の自由党が勝利し、チェンバレンの関税改革支持派が大敗する。関税改革運動は鉄鋼産業など一部の支持を得ただけに終わり、なぜ成功しなかったのか——次のような理由が指摘されている。

- (1) 英国経済にとって最も重要な工業部門は依然として輸出型産業であり、保護貿易は輸出の減少要因とみなされた。またシティーも、世界的な貿易や国際金融の縮小につながりかねない関税改革には賛成できなかった。
- (2) 帝国内自由貿易は、植民地や自治領にとっても好ましくない。なぜならそれは、工業国の英国と食料・原材料供給国という経済構造が固定化することになるからである。すなわち英国からの輸入に関しては税収が減少し、英帝国以外への輸出に対して報復的な関税の引き上げにあう可能性が大きくなる。
- (3) 労働者階級（一般大衆）にとって、保護貿易は食料費（主たる生計費）を騰貴させる「高いパン」を意味していたのに対して、自由貿易は依然として「安いパン」の象徴であったことは間違いない。

[6]

関税改革派は、自由貿易だけでなく、対外投資の自由も、英国経済にとって好ましくないと主張、1909年の増税を伴う大型予算に対して、「それは、英国の企業と労働者に損害を与えるほどに、資本を国外に追い出している」と批判し、この問題が1910年の総選挙の大きな争点となった。そこでケインズは、1910年の論説“*Britain's Foreign Investment*” (Feb/1910) において、この議論の是非を客観的（中立的）な立場から、検証を試みる⁷⁾。すなわち「私は、多額の増大する資本輸出が衰退しつつある国家の徴候であるかもしれないこと、そのように説く人々の議論は検討に値することを認めて、議論を始めよう」と宣言したうえでまず、対外投資の決定要因を4つ——①利子率、②リスクの種類と程度、③資本価値が回収されうる容易さ、④経済的利益以外の理由——をあげ、新しい国への投資収益率が高く、リスクも減少しており、かつ容易に確実に売買できる外国証券が増加していることから、「どの特定の政府の政策とも関係なく、投資家にますますその貯蓄を外国に投じさせる要因が存在する」と現状を説明する。そしてその上で、関

税改革派の主張の自己矛盾を指摘する。

対外投資の抑制を求める関税改革派の主張は、「輸入の減少はそれに対応した輸出の減少を伴わないという彼らのもう一つの主張とまったく矛盾する。なぜなら、輸入超過を減少させる政策は、現在投資されている以上の資本を外国に投資しようとする政策の別名にすぎないからである」。すなわち、「輸出を減少させずに輸入を減少させる政策は、それが成功すればするほど、対外投資をいっそう促進するという、議論の余地のない明白な効果を必らず持つ⁸⁾ということである」。

では、現在の対外投資の規模は英国経済にとって好ましくないほど「過大」なのだろうか。ケインズは次の3つの理由をあげて、関税改革派の見解を否定する。

「わが国がその資源を開発している諸国から（貸付け資金の）返済を要求すれば、その効果はどのようなものなのか。他の大国がわれわれの地位にとって代らないかぎり、その多くは部分的にせよ破綻に瀕し、既に着工された事業は永久に完成されることはないだろう。たとえばインド・アルゼンチン・カナダでは、もしわが国に支払うべき利子を新規借入れで支払うことができないならば、金融的な惨事に見舞われるだろう。これらの国々の発展ははまだ、われわれが資金をつぎ込まなければならぬ段階にあり、もしわれわれの事業の成果を十分に得たいと思うのであれば、今のところは、資金を吸い上げるべきではない。第2に、わが国の輸出貿易のかなりの部分が消滅に直面するであろう。われわれが貸付けを行っているこれらの国々へ、大量の輸出品を売っているのである。つまり、われわれの輸出貿易は、信用供与に基づいて行われているのである。もしそれが止められるならば、貿易を続けることができない。最後に、われわれの外国貿易と対外投資の数量の減少とともに、世界の金融中心地としてのロンドンの地位は徐々に低下することになり、新興国の開発事業は、次第に他の国々の手に落ちるだろう⁹⁾」。

次にケインズは英国の対外投資の具体的な数字の検討に移るが、その結果「輸出される資本が主として、あるいは相当部分が、わが国の競争する外国の産業とか、あるいはわが国の国際的な競争相手の国々に流れているというのは真実ではない。われわれの投資は、わが国の主要な顧客である国々の購買力となることに、あるいはわが国の食料の原材料の主要産地を開発し、そこに信用や輸出手段を提供することに向けられた¹⁰⁾」ことが示される。それゆえ「われわれの議論は、全体としてみれば、現状では、英国の対外投資に関する不平不満には根拠がないという結論に至るのである¹¹⁾」。

II 第一次大戦後のケインズの自由貿易論擁護と対外投資批判

[1]

19世紀末から第一次大戦直前にかけての時期、ヨーロッパは経済的な繁栄と安定を享受し、人々はあたかもそれが恒久不変であるかのように受けとめていた。しかしケインズは、その繁栄はたまたま恵まれた諸条件に支えられた不安定で脆弱なものであり、大戦は進行しつつあった不安定性と脆弱性を一挙に顕在化させたととらえ、『平和の経済的帰結（1919年）』において、4つの不安定要因（人口・組織・社会心理・旧世界と新世界との関係¹²⁾）を挙げる。ここで組織というのは、

世界的な規模での貿易や資本の移動を、国境による障害を最小限に抑え、安全かつ効率的・低コストで実現する仕組みや組織のことであり、それゆえケインズは大戦後の課題を次のように整理する。

「ヨーロッパは世界史上でも、最も稠密な人口の集合体から成っている。……ヨーロッパは自給自足的ではなく、とくに食料面では自給自足できない。……この人口は大戦前に繊細かつ非常に複雑な組織によって、……その生活の糧を確保していた。この組織の基礎を支えてきたのは、石炭と輸送手段と、他の諸大陸からの間断のない輸入食料や原材料の供給だったのである。この組織の破壊と供給品の流れの途断によって、この人口の一部は現在、生活の糧を奪われている¹³⁾。すなわち、「当面の状況の重要な特徴は、第1に当分の間、ヨーロッパ内部の生産力が絶対的に低下していること。第2に、ヨーロッパの種々の生産物を、最も必要とされている地域に輸送するための手段が崩壊していること。第3に、ヨーロッパが海外からの通常の供給品を購入する能力を欠いていることである¹⁴⁾」。

それゆえケインズは、「生産と外国貿易による断えざる循環を再び軌道に乗せるために」、自由貿易同盟を設立することを提案する。すなわち「この同盟の加盟国は他の加盟国の生産物に対して、保護関税を課さない義務を負うものとする。ドイツ・ポーランドおよび以前のオーストリア＝ハンガリー帝国やトルコ帝国を構成していた新興諸国、委任統治下の諸国家は、10年間は強制的にこの同盟に加盟するものとし、それ以降は任意とする。他の諸国の加盟は初めから任意とする。しかし少なくとも大英帝国は、当初から加盟国になることが望ましい¹⁵⁾」。

第一次大戦は、種々の理由によって直接・間接に保護貿易を助長したことは間違いない。西欧の工業国が大戦によって工業製品の輸出が困難になったために、後進国は輸入代替化・工業化政策を推し進め、その結果、大戦後も自国の工業部門の保護政策を継続した。また、戦後の新興国も含めて各国で国家意識が高まったために、貿易面でも国家主権を主張するようになり、たとえば1919年に設立された国際連盟も、戦後の数年間はほとんど世界経済の復興に寄与できなかった。

1921年8月、*Sunday Times* 紙は「ヨーロッパの経済展望」というテーマのもとで、『平和の経済的帰結』の著者による一連の論説を掲載すると発表、ケインズはその第4の論説“**The Earnings of Labour**” (11/Sep/1921) において、社会の進歩・改善の広範な計画には自由貿易が含まれるとして、「貿易の自由と国際交流そして国際協力によって人類の有限の資源は最適に配分される¹⁶⁾」と説く。さらに翌年の論説“**Underlying Principle**” (4/Jan/1923) では、平和の原則として、軍縮や植民地の自由化・武力使用の放棄とともに自由貿易を挙げ、コブデンやブライト流の自由貿易を支持し、自らを互惠を求めない正統派の（真の）自由貿易論者であることを強く印象づける。

「われわれは、最も広い解釈において例外を認めない不変の教義として自由貿易を堅持しなければならない。われわれは互惠の待遇を受けない場合でも、さらにはそれを破ることで、われわれが直接的な利益が得られる稀れなケースでさえも、自由貿易を堅持すべきである。われわれは単なる経済的利益の理論としてではなく、国際的モラルの原則として自由貿易を堅持すべきなのである。私は自由貿易に、食料や原材料の供給を独占的に確保しようとする試みの放棄を含める。たとえ人口増加の圧力が資源に及ぶことがあってもである。なぜなら、もし人口増加の圧力によって軍事力のある強大国が弱小国から資源を力で手に入れることになるならば、われわれの最終

的な状況は悪くなるからである¹⁷⁾」。

[2]

1915年、戦時の輸送量の節約を目的に自動車・自転車・楽器・時計・映画フィルムなどに対して、いわゆるマッケナー関税が新設され、さらには18年には、「戦時経済政策委員会」報告が、保護政策によって基幹産業を維持すべしと勧告していた。

ところで英国経済は大戦直後、短期のブームを経験するものの、20年後半からは反動不況となり、ロイド・ジョージ (Lloyd George) 内閣は失業問題の解決策として海外貿易の復活を挙げるが、21年に入り、不況が深刻化したため、保護関税を求める声が産業界から起こった。既に述べたように保護関税の是非は、大戦前からの主要な政争のテーマであり、そこで政府は、保護色を弱めた妥協的な産業保護法を21年に制定する。それは、若干の基幹となる産業（化学・光学・精密機械などの新興産業）に対して、大英帝国以外からの輸入に、最高33.3%の保護関税を課すことを認め、さらにダンピングやその他の不正な外国企業の輸出攻勢に対して防止規定を設けるというものである（ただし保護を要求する産業の主張に根拠があるかどうかを公的に調査確認することが前提である）。しかし産業保護法に対して、自由党は保護関税であるとして批判し、保守党は逆に、より徹底した保護関税の導入を求めて対立した。

1922年10月、首相がロイド・ジョージからボナ・ロー (Bonar Law) に変わると、ケインズは直後の10月25日、自由貿易運動の聖地マンチェスターでの講演で、保護主義への動きを警戒し、自由貿易を擁護する。

「ボナ・ロー政府が遅かれ早かれ保護関税を導入することは疑いないと思います。ロー氏自身が名をあげたのは、この問題に関してでした。彼は今でも熱烈で確信的な保護主義者です。彼が選んだ大蔵大臣は産業保護法の生みの親です。彼は予算の均衡化が難しいことをわかっており、歳入が口実になるでしょう。マンチェスターの皆さんは、財政均衡化の手段としてこの方法をとることが、いかに破壊的であり、かつ欺瞞的であるかを知っていると思います。にもかかわらず、危険は大きく、それはヨーロッパ全体に保護主義の感情が広がることです。しかし、これまでに積み重ねられてきた経験は、この政策が無分別であり、破壊的な愚行であることをはっきり示しています。この国に住むわれわれは、制限のない貿易という旗を高く掲げるだけでなく、ヨーロッパでわれわれが影響力を行使できる所ならどこでも、自由貿易のための影響力を行使すべきです。以前には、自由貿易は富の増大のための望ましいことでしたが、今ではそれは、破壊的な貧困を防ぐための必要不可欠な条件となっています。われわれは自らの資源を最も生産的な用途に振り向けないかぎり、生きていけないでしょう¹⁸⁾」。

ところが、ボナ・ロー内閣は短命で終わりボルドウィン (S. Baldwin) が首相に就任する。彼は自由党との政策の違いを強調するために、保護関税の導入を決意し、プリマウスの演説で「失業問題はわが国の重大な問題である。私はそれと戦いうるし、喜んで戦うであろう。しかし私は武器なしで戦うことはできない。この問題と戦いうる唯一の方法は、国内市場を保護することにある¹⁹⁾」と結んだ。これに対してロイド・ジョージは自分は確固たる自由貿易論者であるとし、ボルドウィンの決意を愚かであると攻撃し、11月16日に議会は解散され総選挙となる（結果は、保護貿易派の大敗で終わる）。

ケインズは直ちに論説“Free Trade”（24/Nov and 1/Dec/1923）において、古典派経済学者からマーシャルに至る正統派の国際経済学に依拠して保護貿易への動きを批判し²⁰⁾、「自由貿易は2つの基本的な真理に基づいており、だれも異議を唱えることはできない」と述べるが、その第1の真理は、既に本論のⅠの〔1〕で説明したように、自由貿易が国際分業と特化によって効率的な資源配分を実現することである。ケインズは、その真理を確認した上で、広く知られた、保護が認められる例外的なケースである、①農業のような比較優位の原則が望ましくない分野、②国家の安全保障に関わるような基幹産業、③自動車のような幼稚産業、④ダンピングへの対抗、を挙げ、例外はこの4つしかないと言い切る。そして英国の場合、「食品の課税について問題とされていない。……幼稚産業と呼びうる唯一の産業である自動車産業は既に高率の関税を有しており、基幹産業とダンピングとは産業保護法でカバーされている」と述べ、現状で十分であるとみる。

自由貿易の第2の原則は、輸入が目的であり、輸出はそのための代価であり、「外国から有用な品物を受け入れることに、何んの不利益も生じない」ということである。実際、「輸入に対する人為的な干渉は輸出を妨げるか、そうでなければ資本がわが国から流出することを奨励することになる」と述べて、保護貿易の矛盾を指摘する。

さらにケインズは自由貿易のための第3の論拠として、「前の2つほどは絶対的ではなく、状況の変化に応じたより相対的なものである」として自由放任の原則を挙げるが、それに対しては、「(この)古い考えでは、個人の利己利益は、干渉なして働くならば、常に最良の結果を生み出すであろうということになるがそれは正しくない」と述べ、早くも自由放任の原則を否定する。

では、失業問題の解決に、保護貿易は寄与するだろうか。ケインズによれば、「保護貿易がなしえないことが一つあるとするならば、それは失業をなくすことである。保護貿易の中核をなす考え方は、貿易を縮小させることである。……その特徴は、取引を少なくするという犠牲を払って、より良い条件で、または国民的には、より有利な線に沿って貿易をしようとする試みである。……失業をなくすという主張は、保護貿易論の誤りのなかでは最も粗雑なものである。……そして輸入の締め出しが、それに見合う輸出の制限を伴わないかぎりにおいて、それは国内からある程度の資本の流出を引き起こす²¹⁾」。

実際ケインズは大戦後の反動不況（による失業の増加）の原因として、ヨーロッパの経済状況・英国製品の高コスト・人口の増加などをあげ、貿易量の（したがって輸出の）縮小となる保護政策が失業問題を解決しえないと明言し、「われわれの賃金総額は減ることになるはずである。保護貿易論者は、国民所得を増やすことを証明しなければならない。輸入は受取りであり、輸出は支払いである。受取りを減らすことで国民全体の暮しが良くなるということをどのように予想するのか²²⁾」と問い返し、保護主義を厳しく批判する（なお総選挙は保護関税を主張する保守党の敗北で終る）。

以上のように、ケインズが自由貿易の必要性を強く訴えたのは、大戦後から世界各国で保護貿易（とりわけ高関税化）が広がっていたからであり、1920年のブリュセルの国際金融会議や1922年のジェノア国際会議などで、高関税政策の自制を求める勧告がなされたものの、その多くは失敗した。戦後経済が一応の安定した1925年、国連総会でフランス代表が国際経済会議の開催を提案し、1927年5月に国際経済会議がジュネーヴで、国連非加盟の米国やソ連も含め50ヶ国から195

名の代表（さらに150名の専門家が加わる）が参加して開催された。この会議では、「国際通商上の便宜の増大によって経済状態はかなり改善された。大戦後に関税引き上げと貿易障害を生み出していた若干の要因がほとんど無くなり、……関税引き上げに終止符を打ち、逆に引き下げに向かう時期が来ている」と宣言され、関税の引き上げを止め引き下げを目指すことが勧告された。²³⁾ 実際、関税水準はある程度安定化するものの、大きな前進は見られず、20年代末には逆に保護主義が強まっていく。

しかしケインズは、自由放任の原則自体は否定したものの、1930年代に入るまで、自由貿易支持を堅持したことは注目に値する。たとえば、論説「私は自由党员か」（1925年8月）において、「自由貿易を支持する論拠は常に2つあった——自由党の個人主義に訴える力を持っていたし、今なお持っている自由放任論の論拠と、各国とも自国が比較優位にある部門に資源を投入することから利益が生じることになるという経済学的論拠の2つである。私はもはや、自由貿易学説によって装われている政治哲学を信じていない。私が自由貿易を信頼するのは、長期的かつ一般的にみて、²⁴⁾ 技術的な点で穏当で、しかも知的な点で厳格な唯一の政策だからである」と述べる。また、同年の「商工業に関する（パルフォア）委員会」証言（7/Sep/1925）においても、不況対策としての保護関税の効果について、「それは、状況を悪化させるに違いないと私には思われます。なぜなら、輸出産業がそれによって被害を受けるに違いないからです。保護関税の効果は、国内価格と国際価格との乖離が、すでに不利な方向にあるものをさらに拡大させるということです。私は事柄によっては保護関税が助けになることを想像はできますが、この不況に対する対策としては、それは考えられないことです²⁵⁾」と証言し、明確に否定する。

1928年1月に、マッケナー関税と産業保護法（1921年法が26年に改正された）を、それによって影響を受ける産業に適切な予告を与えた後に廃止し、自由貿易に漸次復帰することを求めた決議が、大学自由党協会のマンチェスターでのコンファレンスでなされたが、この際にケインズが誤解されるトラブルが生じた。そこでケインズは『マンチェスター・ガーディアン』紙の投書（9/Jan/1928）において次のように自らの見解を示す。まず「自由貿易は将来においては自由放任という、今ではほとんど誰れも受け入れていない抽象的原理ではなく、この政策の現実的妥当性と利点に基づいて判断すべきである（おそらくこれは上述した『私は自由党员か』の内容であろう——引用者²⁶⁾）」と述べたことは認めるが、保護関税については次のように批判する。

「彼は自由貿易の主張の一つの重要な側面を見逃しています。すなわち、保護関税を導入すると、それを廃止するのが極度に難しいということが、保護関税反対の議論のなかで最も重みのあるものの一つだということです。……現在の関税は全体としては、世界で最も馬鹿げているとともに最も高率の関税だと思えます。にもかかわらず、正しい政策は、決議で主張されている政策——すなわち、関税の最終的な撤廃を目的とする関税引き下げのタイムスケジュールです²⁷⁾」。

〔3〕

ケインズは、大戦後の英国の経済問題（不安定要因）を次のように予想していた。²⁸⁾ すなわち、①ロシア革命の影響もあって、労働の階級意識は高揚している。彼らは政治的な権利だけでなく、経済的成果に対してもより多くの分配を求めており、このような平等化への要求と富が資産家階級に集中することへの反発から、階級対立の激化が危惧される。②大戦と戦後インフレによって

富の多くを失った資産家階級は将来への確信を喪失し、貯蓄意欲を減退させるかもしれない。③世界的な人口の増加傾向が顕著になれば、過剰人口による諸問題が表面化する可能性がある。④食料輸出国での農業生産の減退と農産物価格の上昇が懸念される。⑤近代化が遅れたまま戦時需要と戦後インフレ期に肥大化した（低生産性・高コスト体質の）輸出産業は、以前よりも厳しい国際競争にさらされる。もしドイツの巨額の賠償支払いが現実となり、大幅な輸出増加を強いられるようになれば、競争は一段と苛烈になるだろう。⑥大戦後、ロシアや中・東欧向けの投資がほとんど無価値になったことに加え、戦時金融のために対外債権（主に米国向け）の多くを売却し、さらには（対米）戦争債務が生じたことなどより、国際金融センターとしてのロンドンの地位が低下し、そのため貿易外収支の黒字の縮小が予想される。

ケインズは、マーシャルと同様に「英国が階級間の調和を維持しつつ経済的な繁栄を実現すること」、とりわけ国民の大多数を占める労働者階級の実質賃金の上昇と安定した高雇用の実現を目標としていたが、上述の①から⑥が現実となれば、その目標の達成は、以下の如く困難になるだろう。

(1) ①と②よりもし国内貯蓄が減少して国内投資が落ち込むならば、資本不足によって生産性は低下して実質賃金も下落する。加えて投資の減少に伴う労働需要の減少は、③より過剰人口と相まって失業を増加させる。また②と③より、国民一人当りの公的な資本ストック（産業基盤や生活関連の資本）が不足し、この面からも国民の生活水準を低下させる。

(2) ③と④より食料を海外に依存する英国の輸入額が増加するにもかかわらず、⑤より輸出は減少するから、貿易収支の赤字は拡大し、一方②と⑥より貿易外収支の黒字は縮小するので、英国の国際収支は赤字傾向となる。国際収支の赤字化は、変動相場制のもとではポンド安となり、輸出は喚起されるものの、交易条件の悪化によって食料や原材料などの輸入財価格の上昇を招き、その結果、企業収益は圧迫され、労働者の実質賃金も下落する。

そこで大戦後、直面することが危惧される英国の経済問題(1)(2)に対して、ケインズが提示した具体的な政策手段は、**対外投資の抑制と国内投資の促進**（および人口増加の抑制）である。ケインズは大戦前の海外投資擁護の現実認識を改め、貯蓄の減少が予想されているのかかわらず、大戦後も依然として膨大な対外投資を続けている現実に批判の目を向ける。すなわち英国にとって問題なのは、国内貯蓄の絶対額の不足なのではなく、その国内と国外との間の不適切な配分であり、対外投資が過大なことである。もしそれを抑制し国内投資に振り向けることができるならば、資本収支の赤字が縮小することにより、ポンド安が解消して交易条件が改善するとともに、実質賃金の下落を伴うことなく国内での資本蓄積が進み、加えて投資不足による不況も克服することができる。それゆえケインズは、1923年から24年にかけての時期の諸論説において、以下で引用文の如く、過大な対外投資を批判し、国内投資への転換を求めるのである。

「投資市場の制度のために、そして経済と産業の均衡とは無関係に、対外投資に有利なバイアスが作り出され、それが過度に刺激されるという状況は、わが国が国際貿易を行う際の条件について、多大な損失をわれわれに与えることになる。わが国の輸入に対する支払いをするのに十分な輸出があればそれで満足し、われわれの資本と労働の余剰資源を、国内での多様な改善でまだ実行されていないものに振り向ける方がずっと良いかもしれない」²⁹⁾

「わが国の住宅が不足し、わが国の増大していく労働供給を有効に働かすための工場と設備を

必要としているのであるから、われわれはより多くの資本を国内に留めておかなければならない。……私の意見では、わが国の資本輸出はすでに促進されすぎている³⁰⁾」。

「わが国の最近の失業のうちで、コントロールを誤った信用循環によらない部分は、大半がわが国の建設産業の不振によるものであった。国民の富を国内での資本開発に導くことによって、われわれはわが国の均衡を回復することができるのである³¹⁾」。

「私の意見では、わが国の対外投資の現在の率は、過度で好ましくないと考える多くの理由がある。……対外投資に対するわれわれの伝統的・慣習的な態度には再考の余地がある——それは悪名を与え「資本逃避」と呼ぶべきである³²⁾」。

過大な対外投資が、英国経済に不利益をもたらすとすれば、どの程度が適正な規模なのだろうか。国内貯蓄は、まず第1に必要な国内投資をファイナンスし、それを超える余剰があれば、それを対外投資に振り向けるべきであり、もしこの規模を超えると、国内投資の不足による失業と資本蓄積の停滞による実質賃金（や生活水準）の低下を余儀なくされる。第2に、対外投資はポンドの望ましい為替レート（金本位制復帰後は金平価）の下で生じる正常な対外經常収支の黒字と均衡する規模でなければならないが、それは、もしこの規模を超えると、国際収支の悪化からポンド安となり、輸入財価格の上昇によって実質賃金の低下を強いられるからである。

実際ケインズは、大戦前までの対外投資は、この基準を満しており、国家的利益と調和的であったとみていたことは間違いない（本論のⅠの〔6〕）。しかし大戦後のこの時期、ケインズは世界経済や国内経済をめぐる状況の変化をふまえ、対外投資を調和的と見るのは非現実的であり、むしろ英国の経済的繁栄の桎梏になりつつあるとみるようになる。すなわち大戦後の英国の対外投資は、国家的利益と調和的な諸条件を喪失し不調和を生じるようになったのであり、その現実的な論拠は次の2つである。

まず第1は、対外投資の性格が変化し、投資のリスクが収益率に比して増大したことである。ケインズは早くも『平和の経済的帰結』において、対外投資に伴う債務不履行の危険性を予想し、「過去50年の間、アルゼンチンのような国々が英国のような国々からの借款に対して年々の支払い義務を負うようになってきている。……しかし、このような方式は持続しないものであり、それがともかく今日まで続いてきたのは、ただ単に支払国の負担がこれまでは耐えがたいものではなかったこと、……また既存の貸付額が今後なお借入れが可能と思われる額に比べて過大ではなかったことなどの理由によってである。銀行家たちは、このような方式に馴れてしまい、これを恒久的な社会秩序の一部であると信じている³³⁾」と注意を喚起していた。

1923年から24年にかけて、投資家階級に対して、彼らが外国の諸証券のリスクを十分に考慮せずに、国内の諸証券との間の僅かな利子率の差や購入の容易さにひかれ、（植民地や自治領を含む）外国の諸証券を過度に購入していると警告し、国内の諸証券の利点（低リスクでありかつ国家的利益に資する点）を示して、購入を推奨する。さらには、対外投資が収益率に比べてリスクが高まっていることを、論説“**Foreign Investment and National Advantage**”（9/Aug/1924）において、対外投資を3つのタイプに分けて説明する³⁴⁾。すなわち、対外投資は、①冒険的だが高収益の開発型投資、②鉄道建設のような外国の公益事業への投資、③植民地・自治領・外国政府などへの長期貸付に分類されるが、19世紀の対外投資の中心であった②は、近年、当局の料金や利益への不当な干渉によって高収益と安全性を保証しえなくなっており、また近年急増している③は過去の

例から見てもリスクが大きいと指摘して、次のように結論づける。

「外国政府と公益事業への貸付けが、今までのところ本当に有利であったかどうか疑わしい。しかも将来においては、全面的な、または部分的な支払い拒否に向かうような動きがさらに強まるかもしれない。現在のところでは、わが国の債務国の多く（特に自治領）は、毎年、以前の借入れの利子支払いを上回る額を新規に借入れている。これが続くかぎり、支払い拒否の動機が存在しないことは明かである。しかし長期的には、一つは複利計算（いわゆる複利による利子支払額の通増——引用者）のために、いま一つはわが国の対外投資のための大きな余剰がなくなっているためにそうではなくなるだろう。その時にわが国にとって非常な困難が始まるだろう。……要するに、19世紀のもとでは、他の多くの場合と同様に、異常なものを正常にするような協定が成立していた。債務不履行への何らかの法的な救済措置の可能性が無いにもかかわらず、とりわけ僅かな超過利益を得るために、巨額の対外投資を長期にわたって行なうことは狂気の沙汰である³⁵⁾」。

ケインズの対外投資批判の第2の論拠は、対外投資の増加が英国の輸出産業の輸出増加に直結しなくなったという事実であり、この問題は19世紀末から既に始まっていたが、幸いにも増加する貿易外収支の黒字によって相殺され顕在化しなかった。しかしそれが期待できず、しかも債務国が借入金の多くを英国以外からの輸入に充てるならば、対外投資の分だけ国際収支が悪化し、為替レートの低下による貿易収支の改善が必要となる。しかし英国の輸出産業の競争力の低下と予想される国際競争の激化のもとでは、輸出財の価格低下に対する需要弾力性は小さく、輸出の増加によって貿易収支を改善させるために必要な為替レートの下落はそれだけ大きくなり、前述したポンド安の問題が現実化することになる。

この問題をケインズは、“A Drastic Remedy for Unemployment” (7/July/1924) において、次のよう具体的に説明している。

「一部の対外投資は、それがなかったならばわが国に発注されなかったものが、直接発注されることになる。このような対外投資が一般的に望ましいか否かはともかく、雇用を損なうことはない。しかし通常はこうはならない。対外投資は賠償要求と同様に、自動的にそれに見合う輸出の流れを作り出すものではない。実例をあげよう。先週、ニュー・サウス・ウェイルズ州は「鉄道・市電・港湾・河川と橋梁・水道・灌漑・下水その他の目的」のためにロンドン市場で550万ポンドの新資金を借入れた。この資金の一部は、これらの事業から生じるわが国に対する発注に支払われるかもしれないが、おそらく大部分はこのために用られず、現地での賃金支払いや他国からの輸入の支払いに充てられるだろう。すなわち、資金は迂回的な方法で移転されるだろう。遅かれ早かれ、英国の輸出増加あるいは輸入減少によって調整されなければならない。これが生じるのはポンド為替の低下を通じてのみである」。

そしてさらにポンド安が英国経済に及ぼすであろう諸困難を具体的に説明する。

「ポンド為替が下落し、わが国の国内産業を犠牲にして輸出産業を刺激し、これによってこの2つの産業間のバランスを回復しなければならない。現在の物価水準のもとで、わが国の輸出に対する需要が非弾力的ならば、この調整のためには相当のポンド為替の下落が必要となるかもしれない。その上さらに、調整過程に対する激しい抵抗が起こりうる。ポンド為替の下落は生計費を引き上げる傾向があり、国内型産業はこのために生じる実質賃金の低下を避けるための努力をすることになる。わが国の経済構造は弾力的ではないので、調整には多大な時間を要し、発生し

た緊張とこれに伴う破壊から間接的なロスが生じうる。その間は資源が遊休し、労働は雇用を失ったままであろう³⁶⁾」。

[4]

1889年以前、投資信託の受託者が投資しうる証券は、特別な権限が与えられていない限り、英国債のみであったが、チェンバレンの尽力が効を奏して成立した1893年の信託受託者法と1900年の植民地債権法により、信託財産の受託者が投資の対象にできる証券には、英国債やイングランド銀行の株式などの優良証券に加え、ほとんどの植民地・自治領の政府債が含まれることになった。すなわち、それらは事実上、政府保証が付与された証券になったことを意味し、そのため増加した信託資金の多くが、コンソル債発行の減少とともに、それらの証券に向ったのである。

大戦中は許可制であった資本輸出が、大戦後、一時的に緩和されたため、シティーでの外国証券の新規発行が増加した。しかしケインズは、それは、投資家の収益性と安全性に関する合理的な選択の結果なのではなく、それに偏向を与えている信託受託者法や惰性によるものであり、投資家階級にとって好ましくないとみる。

「私が注意を促すのは、現在の信託受託者法の効果である。現在の形の法律は、大英帝国内への対外投資に対して強力な人為的な刺激を付与している。……信託受託者法の効果は、貯蓄を海外に振り向けることによって国内開発のための資金不足を作り出し、その結果として、(国内の)一部の借り手が、そうでなかったならば支払う必要がなかった利子よりも高い利子で悩まされることになる³⁷⁾」。

それゆえ「私の不満は、第1に現在の制度が真の国家的利益と思われる以上に、対外投資を過度に人為的に刺激していることである。第2に受託者に対して安全性について根拠のない観念を植えつけられたことであり、それが特権的リストの中の投資について選別を行わない口実を与えている³⁸⁾」と批判し、国内投資を奨励して対外投資を適正な規模に抑制するために、問題の信託受託者法の改正を求める。ケインズは初め、「既存の信託受託者法を廃止し、英国政府の保証のない新規発行証券は、個々の場合についての大蔵省の特別な認可がないかぎり、信託投資適格証券リストに加えないと規定し、その上で大蔵省は認可権を利用して、リストに加わえらる国内証券を広げて、海外の借手には割当を厳しくする³⁹⁾」という提案を行ったが、この案では大蔵省の恣意性が排除できないという指摘を受ける。そこでケインズは、「再考した結果、私の主張する目的のためには認可という制度を導入する必要はない」と判断し、信託受託者投資適格証券のリストについて、原則とすべき案を提示した。「(1)現在の信託資格証券はすべて残される。……(2)政府の保証のついた証券はすべてこのリストに入れられる。……(3)将来の大公益事業会社の優先証券にこの地位を与えることが重要である。……いずれにせよ、今後はリストに含まれる特権は国内証券に限られるべきである」。そしてさらに、特定の条件を満たしていることが公的に証明された公益事業もこのリストに加わえるか、あるいは(21年に不況対策として成立した)事業促進法の線に沿った方法である。……それは政府の保証が与えられる見返りとして、企業から年間0.25%を拠出させ、それを準備基金とし、それを保証の発動が必要となった時の支払いに備えるという方法である⁴⁰⁾」。

[5]

以上のように、ケインズが対外投資の抑制による国内投資の増加を求めた真の目的は、それによって英国の経済構造を、19世紀型の対外投資—輸出産業型から、国際経済と適度にバランスのとれた国内投資—国内産業へとシフトさせることであり、それが望ましく、かつ至当であるとみただからである。そのことを、前述した、「バルフォア委員会（1925年7月9日）」で次のように平易に証言している。

「私の見解では、外部世界における変化のため、わが国の輸出貿易は、おそらく戦前よりも、人口一人当りではより低い水準に恒久的に留まるだろうということです。そして私の考えでは、労働をある程度まで輸出産業から非輸出産業へ移転させる方がよく、対外投資の削減と国内投資の増強によって、輸出の減少に対するバランスをとるのが良いのです。わが国は資本輸出国であるので、輸出を大きく減らしても、資本輸出を減らして国内でより多く支出するだけで、必要な輸入の支払いは十分にできます。そこで私の長期計画は、輸出産業から労働を徐々に移転させるとともに、国内での資本支出の大規模計画です。それによって、以前には海外には⁴¹⁾見出しが貯蓄を吸収することができるでしょう。」

以上のようなケインズの英国の将来像（ヴィジョン）は、20年代後半から30年代にかけて、19世紀型の対外投資—輸出産業型の復活を指向する正統派の論者との間の論争を生むことになる。たとえば、『マクミラン委員会報告書（1931年6月）』において、ブランド（R. H. Brand）は「私の意見では、輸出産業の繁栄は、生活水準を引き上げるためにも、完全雇用のためにも、また国際収支の黒字化のためにも必要である」と述べ、同様にニューボルト（J. T. Newbolt）も、「主として輸出のために生産している産業に除外しても、わが国の産業は、何年も何十年も、そして場合によっては何世代も、海運・造船・鉄道運輸や輸出産業の設備の必要、そしてその労働者への給飼を満すために運営されてきたという事実を考えれば、われわれが外国貿易に代って国内需要に依存すべきである、それも徐々にかつ同意された計画に従ってではなく、そうすべきであるという主張は、英国経済史の許し難い無知ということによってしか弁護しえないものである」と⁴³⁾論難する。

また上述した「バルフォア委員会」の『最終報告書』も、「国民の生存と雇用のために膨大な量の食料や原材料を輸入している英国にとって、輸出貿易の維持と発展は、国家の通商政策の第1の目的である」、⁴⁴⁾「種々の要因が結びついた結果として、英国企業の海外市場での競争力は低下している。そして国民の生存にとって、輸出貿易の維持が決定的であるがゆえに、われわれのあらゆる検討から明らかになった課題は、きわめて平易である。すなわちそれは、生活水準の低下をきたすことなく輸出産業の国際競争力を回復させ、海外市場の買い手が受け入れる条件で、十分な量を輸出する手段を見出すことである⁴⁵⁾」と結論づける。

そしてケインズと批判者とのヴィジョンの違いが明確に示されたのが、イングランド銀行理事のスタンプ（J. Stamp）との討論“Unemployment”（26/Feb/1930）においてである。ケインズはここでも国内での資本支出計画の必要性を強調したうえで、「それは、イングランド銀行に負担をかけることなく雇用を創出し、国内に貯蓄の捌け口を与えることになるからです。いずれにせよ、私は輸出産業を以前のような重要さにまで回復させることができるかについては、大いに疑問です。海外での低賃金と高関税そして国際競争は、英国にとって過酷なものであり、もしそうなら

ば、国内投資の拡大以外に、雇用を回復する方策は⁴⁶⁾ありません」と断言する。

これに対してスタンプは、「あなたが述べたことは結局、ロンドンの国際金融センターの地位を最小化することであり、外国の資金の借り手に対して、ロンドンが安価な資金の地であることを止めることだと理解します。資金が調達されるということは、機関車や鉄鋼が輸出されることを意味しており、彼らはわが国の輸出貿易にとって最も重要な要因なのです。あなたは彼らを、パリやニューヨークへ追い出そうとしています。あなたは、より自己充足的な英国を求めているのです」と19世紀の再現を夢見ているとしか思えないような批判を加える。

しかしケインズは、「そうではありません。ただ私たち自身を今の状況に適合させなければならぬと言っているだけです」というと、スタンプは直ちに「あなたは外国貿易の比重を低下させようとしています」と反論するが、そこでケインズは、次のように自説を展開して結論づける。

「私の結論は、輸出貿易の比重を以前よりも小さくするとともに、貯蓄の対外投資への依存度を低下させることであり、それによってロンドンが危機に陥るとは思いません。ロンドンにとって危険なのは、われわれの能力以上に対外投資をすることです。長期的にみれば、そのことがロンドンの金融力を弱め、金準備を減らして高金利の市場にしてしまうのです⁴⁸⁾」。

[6]

大戦後の世界経済の再建にとって自由貿易体制とともに必須の条件とされた主要国の金本位制の復帰についてケインズは、ジェノア会議（1922年）に向けた論説“**The Stabilization of European Exchanges: A Plan for Genoa**”（20/April/1922）において、各国に早期の復帰を求めるが、その場合の金本位制として金地^{じがね}金本位制の採用を推奨し、さらにはデフレーションを強いられるような通貨価値の引き上げに反対し、現実的な金平価⁴⁹⁾での復帰を求める。それはデフレーションは有害で好ましくなく非現実的でさえあるが、無理のない金平価での為替の安定化は、国際貿易や生産活動だけでなく、国際間の信用供与や資本の移動も促し、加えて財政に規律を課すことにもなるからである。

1923年12月、ケインズは『貨幣改革論』を著し、そこでは、大戦後の激しい物価変動の経験をふまえ、物価（貨幣価値）安定化のための具体的な政策（いわゆる貨幣改革案）を提示し、一方、英国の金本位制復帰については、自らの見解を「時期尚早論」に転じ、「当分、自由裁量の余地が多い管理通貨制によってポンド為替を安定化すべし」と説いた。ところが1924年に入ると、金本位制復帰への期待が各界各層で高まり、そのためイングランド銀行は、対外投資による為替市場への圧力を軽減することを目的に、24年6月から25年11月まで、外国証券の新規発行を全面的に禁止する（具体的には法によらず自粛を求める強力な道徳的説得である）。そして25年5月ついに旧平価での金本位制復帰に踏み切る。

ケインズは直ちに、小冊子『チャーチル氏の経済的帰結』において、旧平価復帰はデフレを強いる事実上の平価切り上げであると厳しく批判する。「旧平価復帰の結果、輸入が促進されるとともに輸出も阻害されることになり、かくして英国の貿易収支は逆調となる。イングランド銀行が関心を持つようになるのは、まさにこの段階においてである。なぜなら何の手も打たないと、われわれは輸入超過分を金で支払わなければならないからである。そこでイングランド銀行は2つの効果的な救済策をとっている。第1の救済策は、外国債の起債と最近では植民地債の起

債も禁止することによって、通常の対外投資を抑制することである。第2の救済策は、ロンドンにおける手形割引率（短期金利）をニューヨークよりも1%高くするという前例のない状態を維持することによって、米国から英国への貸付けを促進することである。しかし第1の救済策については、「対外投資の禁止は、ほんの部分的にしか成功していない。それによって、あらゆる種類の外国債の起債を禁止することはできないし、英国の投資家がニューヨークから有価証券類を直接購入するのを阻止することはできない」ため、第2の救済策が不可欠になる。しかしその場合は、「労働者たちが厳しい事態に押されて、貨幣賃金の引き下げを受け入れる心構えができるようになるまで、無制限に失業を増加させる以外に、その目的（貿易収支の改善）を達成する道はありえない」ことになるのである。⁵⁰⁾

1925年11月、予定通りに新規対外投資の全面的禁止が解除されるが、26年には信託受託者法が改定され、ロンドンでの帝国内向けの起債について優遇措置が実施された。その結果、国際収支上の制約や高金利の維持のため、19世紀末のような対外投資ブームは起こらなかったものの、27年から29年にかけて、帝国内向けを中心に対外投資が増加する。

ケインズは26年10月、論説“The Autumn Prospects for Sterlings”（23/Oct/1926）において、復帰後、貿易収支および貿易外収支が悪化しており、そのため長期資本収支の赤字を短期資本収支の黒字でカバーするいわゆる長期貸し・短期借りの状態に陥っていることを憂慮し、廃止した対外投資規制の復活を求め、次のように訴える。

「対外投資が支障なく進行していくのを放置するのは賢明なことなのか。自由放任主義者の厳格な信奉者たちは、貸付けが多すぎればそれはいずれ自動的に修正されるだろうと考える。確かにそうである。しかしその治療法は信用ベースの減少の形をとるだろう。そしてそれは、対外投資と国内経済に無差別の抑制をもたらすだろう。もしこの治療法をとらなければならないとすれば、われわれが希望している景気回復は生じないだろう。……私は金本位制復帰に先行して行われ、それに伴って生じていた対外投資規制を批判しなかったし、旧平価復帰が将来においてこの規制の必要性がなくなることを信じてはいなかった。私の考えでは、対外投資の量を中央が規制することは、英国にとって恒久的に必要なことであり、それは理に適った公定歩合政策と同程度に必要である。私は規制がただちに再導入されるのが良いと思う。……規制は完全な手段ではなく、大いに改善の余地はあるだろう。それは完全には公正ではなく、全面的に有効なわけでもない。しかしそれは、通常の投資家大衆による新規対外投資を抑制するという望ましい目的を達成するうえでは、全体としてはかなり有利である。われわれは対外投資の規制のための恒久的な中央集権的な統制方法を案出すべきである。……われわれは、この種のそして他の種類の対外投資取引を規制する割当てを行うための正規の計画が必要としているが、それまでは、粗雑であるが、規制がわれわれの有する最良の手段である」⁵¹⁾。

また、1926年の小冊子『自由放任の終焉』においても、国家のなすべきことの第2の例として挙げる。「私の考えでは、社会全体としての望ましい貯蓄規模やそのうちで対外投資の形で海外に流出する部分の規模、また現在の投資市場組織が国家的見地から、最も生産的な経路に沿って貯蓄を配分しているかどうかという点について、何らかの調整された理性的な判断行為が要求される。このような問題が、現在のように私的判断と私的利潤の自然の成り行きに全面的にまかせるべきだとは、私には思えない」⁵²⁾。

ケインズは1927年12月、論説“The British Balance of Trade: 1925~27”において、復帰後の英国の国際収支の動向について検討し、「わが国の過去3年間の純対外投資（長期資本収支の赤字額——引用者）は、短期の資本収支を別とすれば、わが国の利用可能な（対外）経常黒字を1.5億ポンド以上も上回わり、おそらくこの超過分は、2億ポンドに近い数字になるという見解には根拠があるように見える。したがってわが国は、これに見合う額の流動資産（短期債権）を減少させるか、あるいは短期債務を増加させたことによってポジションを調整したということになる⁵³⁾」と述べて、前年の長期貸し・短期借りの状況がさらに進んでいることを確認する。そして、フランスを中心とするヨーロッパの中央銀行が、金本位制の復帰に伴う対外準備の充実のために、流動性への需要を強めていることに対して、強い警戒と懸念を表明する。

「1924年以降の対外投資は、英国についても米国についても、特異で異常な性格のものであったことがみてとれるであろう。というのは、通常それは財または金の需要を引き起こすはずなのに、そうならず借入れ先の外国中心地に流動的な形で蓄積されているからである。……ヨーロッパの中央銀行が外国からの借入金を外国で流動性準備を積み増すために用いられているということは、強力なデフレの影響をもつ。……それは通常は財の需要となって経済を刺激するはずであるが、そうっていない。遅かれ早かれ、この蓄蔵過程は終りが来るはずである⁵⁴⁾」。

Ⅲ 大不況期のケインズの経済的国際主義批判

[1]

既に述べたように、1925年の金本位制復帰が事実上のポンド切り上げだったこともあって、石炭産業・鉄鋼業・綿業などの主要な輸出産業が輸出不振によるポンド高不況に追い込まれる。とりわけ厳しい状況に陥った石炭産業では賃金引き下げを巡って労使が激しく対立してストライキとなり、さらにそれは全国の規模のゼネラル・ストライキ（1926年）へと拡大したために、英国経済は大打撃を受ける。一方、旧平価による金本位制復帰を支持した多くの経済的国際主義派の論者たちは、このポンド高不況をてこに、英国産業の高コスト（主に貨幣賃金）構造を是正し、輸出貿易の復活を企図したのである。

しかしその後、英国の経済はケインズが危惧したように、20年代後半、後にいう開放マクロ経済のトリレンマという苦境に陥るが、それは、①固定為替レートの維持、②国際間の自由な資本移動そして③裁量的な（たとえば国内均衡のための）経済政策の3つを同時に実現できないということである。すなわち、それは英国の場合でいえば、貿易収支が悪化している状況で金本位制を維持するには、金利を相対的に高水準に維持して短期資本収支を黒字化することが求められるため、不況を克服するために必要な低金利を放棄せざるをえなくなり、その結果、20年代後半はポンド高不況に加わえ、国内投資の不足によるデフレ不況に苦しむことを意味する⁵⁵⁾。

それゆえケインズは、マンチェスター大学での講演（29年11月）において、英国のような高賃金国が金本位制のもとで資本の移動の自由を認めるならばどのような悲惨な結果になるのかを具体的に説明している。

「生産要素の効率が全く同じ2つの国を想定し、両国で貿易と資金の貸借が生じている（たと

えば今日の英国とドイツ)を仮定しましょう。そこでもし英国のみが高賃金を実現したとすると、英国の資本家の分配分はそれだけ少なくなるから、彼らは国内よりも外国への投資を選択するでしょう。……国際間の資金の移動性が極端に高ければ、資本は最大報酬を求めて移動するでしょう。……国際金本位制の下では、……金の対外流出を招き、それを抑えるために銀行利率が引き上げられます。その結果、事業活動はさらに圧迫され、それに伴って失業が増加します。そしてそれが長期にわたり失業率も高くなると、最終的には実質賃金はやはり元の水準に戻されるでしょう。……しかしこの方法は摩擦と反対を伴い、最終的な均衡に到るまでに、各産業で大きな浪費が生じるでしょう。……要するに金本位制の下では、一国が他の国々から独立に行動しうるのは、資金の移動性に著しく影響されるのです⁵⁶⁾。

1929年の総選挙におけるロイド・ジョージの公約——「われわれは失業を克服できる」——を支持するためにケインズは、ヘンダーソン (Hubert Henderson) と共著で小冊子『ロイド・ジョージはそれをなしうるか——公約を検討する』(1929年5月)を著し、大規模な公共的投資(具体的には、住宅建設や道路・電力・電話・銀道・ドック・港などの社会資本の整備)の不況克服効果を力説し、その実施を政府に迫る⁵⁷⁾。そして、そのための主たる資金を対外投資の国内投資の転換に求め、したがってここでは、対外投資の直接的規制に否定的になり、公共的投資による国内への誘因効果に期待をかける。

「海外からの債券発行高の減少に役立つものであれば、何であって、現在のところただそれだけの理由で、イングランド銀行は歓迎するだろう。為替ポジションが不十分で不安があることが、最近の公定歩合の引き上げによって証明されている。対外投資の縮小は、為替相場の緊張を緩和することになるだろう。だが、イングランド銀行がこの目的のために、外国からの債券発行を半ば公式に禁止して以来、まだわずか1・2年しか経ていない。この禁止は粗雑な手段であったし、一時的な効果をあげるために適切であるにすぎないので、われわれはその更新を提案しない。……対外貿易収支バランスの悪化との関連でみると、英国の現在の対外投資額は危険な大きさに達している。われわれが、このような危険なほど大規模な対外投資を行なっているのは、一つには、わが国の貯蓄の捌け口が国内で不十分だからである。したがって、国内での資本支出政策は、……主として現在、外国に流出している貯蓄を国内の開発に転用させるのに役立つことになるだろうし、またこれは、イングランド銀行のためにも歓迎すべき結果をもたらすだろう⁵⁸⁾」。

またケインズは、「英国が対外投資を減らせば、それだけ輸出が減少する」という批判に対して、「そのような事態を予想すべき理由は、まったく見当たらず」むしろ「その主要な効果は輸出の減少としてではなく、輸入の増加で現われる」とみる。なぜなら「この新しい計画が相当量の輸入原材料を必要となる一方で、現在失業中の人々が再びそれ相応の賃金を得るようになると、輸入食料の消費を増やすことになるからである⁵⁹⁾」。

[2]

ニューヨークでの株式市場の崩壊が始まった直後の1930年2月、時の大蔵大臣のスノーデン (P. Snowden) は、『金融と産業に関する(マクミラン)委員会』を設置、ケインズはメンバーの一人に選ばれ、30年2月20日から12月5日までの間に、10回にわたって委員会で証言を行ない、そこで20年代後半からのデフレ不況に関する現状分析と(主として30年9月に完成する『貨幣論』に基

づく）経済理論と具体的な救済策の提言を詳細に展開した。既に前章で述べたように、ケインズは大戦後も、一貫して自由貿易を支持してきたが、2月28日の証言において、貿易収支の改善する代替的な手段として初めて保護貿易に言及する。

ケインズは、保護貿易は特定の産業の利益を増加させるために、社会の他の人々がその分を負担する方策であること、また実質賃金の引き下げを貨幣賃金の引き下げではなく物価の上昇によって実現しようとする方策であること、さらに関税は長期的には望ましくなく、一度導入すると廃止することが困難なことなど、その欠点を率直に認める。しかしその一方で、もし諸価格だけでなく貨幣賃金も十分に下方伸縮的ならば、自由貿易の理論が教えるように、貨幣賃金の切り下げは実質賃金の低下を伴わずに輸出を増加させることができるとしても、英国の貨幣賃金が下方硬直的であることは間違いなく、自由貿易派の前提自体が非現実的なのである。すなわちケインズは、自由貿易派を流動的（fluid）な経済社会を想定した非現実的な調整プロセスを仮定しているとして批判し、下方硬直的な貨幣賃金のもとで不均衡に陥っている場合、貨幣賃金の引き下げに代わって貿易収支を改善させ、さらには生産や雇用を増加させるのが保護貿易であると評価し、次のように結論づける。

「私はこれまで保護貿易について述べてきたことを一般的な分析につなげたい。保護貿易は対外経常余剰を増加させる手段であり、もう一つの手段は輸出の増加です。……自由貿易はそれを輸出の増加によって実現しようとしませんが、保護貿易は輸入の減少によってそれをしようとします。現在、もし必要ならば、保護貿易は最も抵抗の少ない方法です。なぜならそれは、貨幣賃金の引き下げを必要としないからです。……おそらく自由貿易では失敗するでしょう。もしそうならば、同じ効果を達成できる保護貿易を擁護すべき理由があることになります。結論は保護貿易の下では実質賃金は低下するものの、失業は減少するということです。しかし自由貿易は、失業は繁栄の例外的な一時的な中断であっても考慮の外であり、もし一部で失業が生じても、失業者は他で雇用されると仮定しています。しかし、この仮定どおりにいかなければ、自由貿易論の全体が崩壊してしまいます。貿易収支の改善を貨幣賃金を引き下げずに実現しようとする保護貿易派の方法は均衡回復に有効だと思います⁶⁰⁾」。

周知のように、1930年も後半に入ると米国発の大不況が世界に広がり始め、英国経済は深刻なデフレ不況（不均衡下の失業の増加）に苦しむことになる。

ところで、20年代末から世界的な保護貿易への動きが広がるが、その契機となったのが30年6月に成立した米国のスムート・ホーリー関税法であり、その前後に各国は相次いで報復的な関税引き上げを行なったからである（ちなみに、スムート・ホーリー関税法は「史上最悪の保護関税」と呼ばれ、課税輸入品の平均関税率は29年40%から32の59%へと急上昇し、しばしば世界的大不況の主たる要因の一つとして非難されている⁶¹⁾。）しかしながら英国は、国内には保護関税を求める声も高まったものの、1930年まで自由貿易の原則を維持しており、輸入品の80%以上が関税対象外であったことは、やはり特筆すべきことであろう。

1930年1月、経済政策に関して内閣の諮問に応じるために、新たに「経済諮問会議」を設けられ、そのメンバーに選ばれたケインズはこの会議のために提出した覚書の一つである“The State of Trade: Answer to the Prime Minister’s Questions”（21/July/1930）において、まず、保護貿易の評価に関して「(a)ほとんどの保護主義者は、保護政策の効果を過大に主張しているが、

それ程大きいものではない。(b)もし今後、経済の過渡期の10年間を大きなトラブルや犠牲を伴うことなく自由貿易で乗り切れるならば、おそらく長期的に英国はより強くなっているだろう。(c)一度始めてしまうと過大となる、あるいは容易に止められないという性格ゆえに関税に反対する議論もまた強力である」という3点を確認する。⁶²⁾

しかしそれでもなお以下の如く、相殺関税や収入関税が必要になることがありうると指摘するとともに、ここで初めて国際分業の利益に疑義を表明し、さらには、特定の産業を保護すべきであると主張するなど、ケインズが自由貿易擁護派から距離を置き始めたことがわかる。

「(1) 自由貿易論は、均衡状態とりわけ賃金率が（厳密に経済学的な意味で）均衡状態にあるという仮定に基づいている。しかしそうでなければ、自由貿易論者が求めるような経済的資源の理想的な配分が実現できるのは、関税によってのみである。そして現実の賃金率と均衡賃金との差を埋めるのが相殺関税（あるいは輸出補助金）である。

(2) 予算問題（財政赤字）が工業製品への収入関税なしで満足のいく解決ができるとは思えない。収入関税はわれわれが支持する唯一の課税手段であり、これを検討することが重要である。

(3) 高度な国際分業の利益を信奉するという古い意味では、私はもはや自由貿易論者ではない。貨幣賃金が硬直的である以上、自由貿易は危険な原則である。たとえば、長期的にみるならば、私は自動車産業・鉄鋼業および農業は英国に適しているし、存続させるべきであると信じている。したがって、もし現在の状況と賃金水準のもとで、これらの産業が存続できないとすれば、私は保護主義を支持する⁶³⁾」。

さらにケインズは、1930年9月30日に、新設された「経済学者委員会」に提出した“Draft Report: A Proposal for Tariffs plus Bounties”において、賃金も含むすべての貨幣所得の同時的な引き下げやポンド切り下げの代替策として、上述した(1)の関税プラス輸出補助金案を提示し、その特徴と利点を次のように説明する「(1)食料を含むすべての輸入品に一律で10%の関税を課すとともに、この税収をもって輸出に補助金を給付するというものであり、これによって自由貿易下で貨幣費用を10%ほど削減した状況を実現できる。(2)ポンドの金平価で測った国際的な支払い義務を変えることなく、平価切り下げと同じ効果をもつ……(7)このシステムは貨幣価値の変化に応じて調整できるので、もし国際物価が5%下落すれば、関税プラス補助金の率を5%引き上げればよく、他方、国際物価水準が十分に回復するならば廃止することができる。……(11)その(対外投資の抑制と国内投資の促進策——引用者)の代替策として関税プラス補助金政策を強く推すつもりはないが、貨幣賃金の切り下げやそれと同様の効果をねらう他の方策に対して唯一の代替案である。……貨幣賃金の切り下げを強行すれば、内戦の如き状態が産業から産業へと広がり、恐ろしく悲惨な状況を招ことになる⁶⁴⁾」。

また同年9月21日にも、「経済学者委員会」に提出した覚書“The Current Economic Problem”において、世界的な大不況が進み、各国が保護主義へ一段と傾斜するなか、国際分業と特化の利益を具体的に批判しており、ケインズがもはや正統派の自由貿易論者でなくなったことは確かである。

「関税についていえば、私はここで以前と異なる論点を提起したい。とにかくそれは、私のこれまで信念から多少逸脱したと感ずるものである。ほとんど工業製品の場合、今日、国際間での高度な特化が大きな利益をもたらすという見解に私は疑問をもつ。工業国であればこの国でも

大部分の工業製品について、ほぼ同程度の適性があるだろう。……現在ほとんどの工業国が工業品の自給化を目指しているが、それは特化による利益を追求するよりも、不安定な価格によるコストを避けるためである。……特化の減少の結果として支払わなければならない代価は小さいと考える。……もしこれから5年間、英国の鉄鋼や自動車に関税がないとしたら、それらの産業は無きに等しい状態まで縮小するだろう。……私は高すぎない費用で、これらの製品を自給できる能力が英国にはあると確信している。私は、もしこれらの産業が弱体化していくならば、関税を課するのは至当である⁶⁵⁾と考える」。

[3]

1930年から始まった米国の大不況は、瞬く間に世界中に広がった。英国も30年の後半から不況が深刻化し、それに伴って財政赤字が拡大、さらには貿易収支の悪化によるポンド不安から、短期資金がロンドンから流出して資本収支が逆調に転じるという**3重苦の状況**に陥る。このように国際的な金融不安が進行し、短期資金の激しい移動が各国の金本位制の維持にとって大きな負担となっていたが、そのような状況だからこそ、国際的な救済策が必要であり、英国は金本位制を維持し、国際金融センターとしての役割を果たすことが期待されていた。

その間ケインズは、この難局を乗り切るために、**大規模な公共的投資の実施**を政府に求めていたが、その場合には、財政赤字が一段と拡大するだけでなく、輸入の増加が貿易収支を悪化させ、ポンド安への不安から短期資本収支が悪化、金本位制離脱の危険が高まることが危惧される。当然ながら、貿易収支改善のための賃金切り下げ政策は、実行が困難だけでなく他の国々の同様の政策を誘発すれば効果が相殺されるし、何よりもそれは国内の需要を減少させるので、景気回復の阻害要因となる。それゆえケインズは、31年3月7日、論説“**Proposals for a Revenue Tariffs**”において、危機的な現状に対処するために、内部では既に代替案の一つとして提示していた関税を、緊急かつ一時的な救済策として、多目的な**収入関税案**の形で世に問い、政府に実施を迫るのである。

その具体的な内容は、すべての輸入品に対する包括的な関税——完成品・半完成品に15%、原材料・食料は5%という2段階税率であり、それによって、①400万ポンド（予想）の税収が予算の健全化の基礎となること、②輸入の減少によって国内での代替的な生産が増加し、失業の減少と不況の克服に寄与すること、③輸入の減少によって貿易収支が改善し、ロンドンの国際金融センターとしての地位が強化されること、④それに伴って産業界や投資家の確信の回復を促すことなどが期待されるとして、その必要性を強調するが、その一方で、経済的国際主義者に配慮して、「もし世界の物価が1929年の水準まで回復した場合には、このような収入関税を廃止することにすれば、自由貿易派もこの決定を黙認し、彼らの公然たる意図に沿うことになるだろう」と譲歩し、さらに「自由の信念に忠実な自由貿易主義者は、収入関税を、非常時に一度だけしか使用することができない非常用の携帯口糧に見立てるかもしれない。いまその非常事態が生じたのである。……自由貿易主義者がこのような当を得た忠告を拒絶するならば、その結果は、確実に現政府が打倒され、確信の危機⁶⁶⁾という混乱のなかで、完全に保護主義的な公約をした内閣がそれによって代わることになるだろう」と警告する。

しかし当然ながら、保護貿易派に転向したかのようなケインズの提案に対して、経済的国際主

義者から多くの批判が寄せられる。それゆえケインズは、まず論説“Put the Budget on a Sound Basis:A Plea to Lifelong Trader”（13/March/1931）で反論を試みるが、そこでは彼らが貨幣賃金が十分に下方伸縮的で労働者の移転も円滑な経済社会の下で常に均衡状態（完全雇用）が実現しているという、非現実な想定に基づき議論を展開していることを厳しく批判し、自由貿易論者（経済的国際主義派）との対立を鮮明にする。

「もしわれわれの経済が諸外国と通常の均衡状態にあるのならば、そのような手段には反対である。しかし世界的な大不況と前例のない激烈な物価下落は、異例な手段を考えなければならないほどの過酷な状況を生み出している。無条件の自由貿易論は、他からの干渉なしで自らの地位を見つけるべきであると主張する厳格な哲学の一部である。……われわれは皆、物価の下落に応じて貨幣賃金を全体で引き下げることが、政治的にみて現実的でないことを知っている。自由貿易論者が関税は雇用を増やすことができず、ただ雇用をある産業から他の産業へシフトさせるだけであると主張する時、彼らは暗黙のうちに、失業した人々は他の産業で雇用されるまで賃金要求を引き下げると仮定している。実際、この理論は長期的には真理かもしれないが、現実を見れば全く馬鹿げている。

しかし、たとえそうだとしても、私は全般的な差別関税制度の導入に対しては、その長期的な効果を恐れる。したがって、現在の緊急事態の必要性から見れば、一般的で包括的な手段にこだわり、特別な助成が必要となる特定産業への支援には、別の手段を講じる方が賢明であろう。それが包括的な収入関税を提案した理由である⁶⁷⁾。

そしてさらにケインズは、論説“Economic Note on Free Trade”（28/March, 4 and 11/April/1931）において、収入関税批判への反論と弁護を、前論説よりも包括的かつ詳細に展開しており、ここでは主要部分のみを引用しておくことにする⁶⁸⁾。

「私は数ヶ月にわたり、実行可能なそれに代替しうる種々の方法について考察し続け、それらの方が望ましくないとして漸次除外していった結果、私自身の結論に到達したのである。実際、私は収入関税それ自体がわれわれを困難から救い出すとは考えていない。それが、われわれの資力の余裕とひと息つく時間を与え、その助けによって、われわれが他のことができるゆえに、私は主として収入関税を支持するのである」。

「私は賃金の引き下げによる輸出増加には大きな期待をしていない。……世界の景気回復が唯一の希望である。……当分の間は、われわれがなしうる最善なことは、国際協力のための提出されている諸計画に対するわれわれの影響力を十分に回復するために、ロンドンの金融上の地位と威信を強化することである。収入関税はこの目的に寄与するというのが私の信念である」。

「もしわれわれの判断基準に、労働者の生活水準への影響を用いるならば、収入関税案は他の代替案に比べて、はるかに有利であると断言できる。もちろん、その正確な影響は、それが輸入食料への課税を含むかどうかによって依存する。実際、そのような税を含む私の提案は、私の推計では2%以上生計費が上昇することはない。また、もしそれが工業品と半工業品のみが対象ならば、1%以上になることはない。それゆえ私は、これらの影響は他の間接税に比べはるかに小さく、かつ賃金引き下げと比べて無視しうるほどであると考え」。

「自由貿易論の大部分は、自由貿易の利害得失を比較検討した結果ではない。間違いなく真理であるという信念からそれを信頼しているのである。……もし輸入の減少が直ちにほぼ同額の輸

出の減少を招くならば（ケインズによれば、これは自由貿易派の権威者に支持されてきた——引用者）、関税は（他の多くの手段も）、雇用の増加と貿易収支の改善という目的に対して全く無効ということになるが、当然それは正しくない。……それは均衡安定化の機能を内包しているような仮想の経済システムにおいてのみ真実であり、それは均衡から乖離しても均衡に戻るような弾力的なシステムである。……このような議論において、関税が失業を減らさないということは、暗黙のうちに、減らすべき失業が存在しないことが想定されていることになる」。

「現在の状況下で、私は関税が雇用に有効な最終的な結果をもたらすと信じているが、それは次の理由からである。……われわれには労働力と資本設備に十分な余剰があるので、国内向けの生産の増加は、輸出財価格への反作用なしに可能となるだろう」。

「私への批判者たちは、私の最初の論説の大部分を占め、最後のパラグラフにおける関税提案に導いた現状分析について、全く注意を払わず、何の関心を示さなかった」。

[4]

1930年後半から31年にかけて大不況が世界各国に広がっていくなか、世界は国際的な金融不安に襲われる。31年5月、オーストリアの銀行破綻に端を発した金融恐慌は、同年8月にはドイツに波及、短期資金の流出によりドイツ中央銀行は金準備を枯渇させ、国際的なモラトリアムに追い込まれる。一方、英国では『マクミラン委員会報告書』において金準備が予想外に少ないことが指摘され、また『メイ委員会報告書』が財政赤字の拡大を予想し節約計画を求めたことなどから、ポンドの先行きへの不安が高まったために、国際金融不安の予先がドイツ・マルクからポンドに向けられる。すなわち、諸外国がロンドンから急速に短期資金を引き揚げ始め、数週間で約2億ポンドの金兌換に応じたイングランド銀行は金準備が枯渇し、31年9月21日、英国は金本位制を停止した（当初の予定は6ヶ月）。

ケインズは直ちに論説“*The Future of the World*”を発表、イングランド銀行が国際金融センターとしての立場から、金本位制のルールを守って金兌換に応じ続けて責任を果し、その後に金本位制離脱に踏み切ったことを高く評価する。

「自分たちを縛っていた黄金の枷がはずれて喜ばないような英国人は、ほとんどいない。われわれは、ついに分別のあることを行いうる自由裁量を手にするようになったと感じている。……われわれはどのような政策が最善の結果をもたらすのかについて、現実的な議論を始めることができる。……英国の通貨をその実質価値よりも高めに維持するという不自然な努力を止めることが、英国の貿易および産業に与える多大な利益は直ちに認識されるに至った⁶⁹⁾」。

それゆえケインズは、予想されるポンド為替の低下に期待を寄せ、収入関税のような包括的な関税の導入に否定的となる。「極端な保護貿易制度を支持する提案は、緊急なものではなくなっている。そのような提案に関する混乱のなかに国を巻き込み、他のより重要で急を要する問題を無視するのは、間違った愚かなことである⁷⁰⁾」と述べているが、それは金本位制離脱直前（9月10日）に、「私個人としては今のところ、平価切り下げが正しい救済策と考えているが、これはまだ英国内のどの政党の政策ともなっていない⁷¹⁾」と指摘していたことから明らかである。

ケインズの予想通り、金本位制離脱後、ポンドの対ドル為替レートは、31年8月（平均）の1ポンド=4.86ドルから、4.53ドル（9月）、3.89ドル（10月）、3.72ドル（11月）、3.37ドル（12月）

と急速に下落していく。それは3ヶ月間で30%という大幅な下落であり、そのため英国と貿易や金融で密接な関係にある国々は、相次いでポンドに追随し通貨価値を切り下げた。このような状況のもと、ケインズは31年11月のウォルター・ケース（Walter Case）氏への書簡において、「われわれはかなりの程度、両方の世界から同時に利益を得ている。すなわち、われわれは金本位制を離脱した国々から原材料や食料を購入する一方、工業製品の競争国が高い金平価を維持していることから利益を得ている」と楽観的に現状を語り、自らが求めた収入関税（のような包括的関税）案を撤回する。そして逆に、「新内閣では高関税の支持者が圧倒的多数である。……一般的な関税に関していえば、われわれは現在のポンド・レートの下下に満足しており、したがって課すとしても穏当なものにすべきである」と述べ、政府への高関税化への動きを牽制するが、しかし同時に前述した特定分野での保護政策も求める。「鉄鋼に関しては思い切った保護政策が、そして豚肉や鶏肉などの輸入制限や小麦の輸入割当はありうるだろうが、それは、英国の農民の報酬を消費者の報酬を変えずに、国際水準に引き上げる効果をもつからである」⁷²⁾。

1931年11月の総選挙の後に保守党を中心とする挙国一致内閣が成立、政府は次々と緊急的な輸入緊急策をとり、32年3月には、閣内で意見が分れたものの、ついに恒久的な輸入関税法が成立する。これによって英国は、19世紀中期以降、保護貿易派との対立がありながらも維持し続けていた自由貿易体制は幕を閉じ、外国製品の輸入に対して、小麦・肉類・綿花などの食料や原材料を除いて、一律で10%の従価税が課されることになる。

1932年4月、ケインズは論説“**This Is a Budget of Excessive Prudence**”（20/April/1932）において、世界的な高関税化の動きに追随するだけではなく、それを主導しようとする英国政府の動きに厳しい批判の目を向ける。

「私は1年前に収入関税の導入すべき状況になったと主張したが、今がその時であるというのが大蔵大臣の姿勢である。……私は一つ例外を除いて、大規模な関税の試みを終らせることを希望する。われわれは産業保護を最小限に抑えることを望むが、それはわれわれ自身のためであり、さらには世界の他の国々に悪例を示さないためでもある。現在、世界にある関税は最大の災禍であり、それが増加していくことは、たとえ必要な場合であっても、嫌悪すべきである。実際、ポンドの減価は英国産業のコストを国際的レベルへ、関税よりもはるかに効率的に調整しており、その結果、保護関税を求める論拠を著しく低下させている。唯一の例外は、食料への関税や英国の農業を守るために企図された同様な効果をもつ方策である」⁷³⁾。

英国政府は、32年3月に成立した輸入関税法が輸入関税諮問委員会の勧告に基づいて関税を引き上げの権限を認められていた。そのため、実際には大半の輸入製品に20%の関税が（特に鉄鋼には高関税）がかけられたが、既に帝国内の製品の輸入には適用されていなかった。そしてその現実をふまえ、32年7月から8月にかけてオタワで開催された帝国経済会議で、帝国特惠制度に基礎をおくオタワ協定が結ばれる。それによって英国は自治領諸国やインドからの輸入品には関税を免除し、自治領側は英国からの製品輸入に優遇関税で臨むことになり、そしてこの帝国特惠制度は、翌年には帝国内の植民地にも適用され、いわゆる大英帝国（ポンド）ブロックが形成される。

一方、イングランド銀行は、金本位制離脱後のポンド為替の圧力を軽減するため、32年6月から34年6月にかけて、対外貸付規制を実施し、新規の長期外国証券の発行は事実上禁止された。

このような対外投資の規制は、離脱後の2つの主要な経済政策を支えることになる。まず第1は、1932年4月の為替平衡勘定の設置であり、それは短期資金の国際間の移動によって、国内の金融政策が左右されるのを阻止することを目的とするものである。ケインズはこの設置が発表されると直ちに「大蔵大臣の為替平衡勘定の設置に関する声明は、彼の演説のなかで最も興味深くかつ重要であった。彼の提案は、イングランド銀行にポンド為替を管理するための資力を得るための補助的手段を供給することになる。……この計画はすばらしいものであり、われわれは再び自宅の主人となりうるが、それは最近までなかったことである。……われわれの利益を最大化するという立場で、投機の気まぐれに左右されることなく、われわれはポンド・レート⁷⁴⁾を主体的に決めることができる」。

第2は国内での低金利体制への移行である。金本位制離脱直前には6.0%にも達していた公定歩合は、その後何度となく引き下げられ、32年6月には2.0%の低水準となり、この結果、英国はいち早く景気回復の兆しを見せる。しかし政府は、5%戦時国債の3.5%での借換えを成功させるために、32年4月から9月までのあらゆる資金調達を禁止したのである。これに対してケインズは、「もしわれわれが不況から脱却し永続的な事業の再生を確実にしようとするならば、長期金利の引き下げはあらゆる手段のなかで、おそらく最も必要であろう。それゆえ戦時国債の3.5%での借換え成功は、非常に重要で建設的な成果であった」と評価し、それが広範な長期金利の低下を促すことになると期待を寄せる。しかし同時に、「大蔵省の禁止令によって、ロンドン資本市場があらゆる新規の貸手に対して依然として閉鎖されているが、新規発行を出来るだけ早く再開されることが望まれる。実際、この禁止令は異常に厳格で、借換え目的や株主による事業の拡大のための資金調達にまで適用されている。いま、この政策の放棄が緊急に求めている⁷⁵⁾」と指摘している点も見逃してはならないだろう。

[5]

1933年4月、ケインズは、「国家的自給」という衝撃的なタイトルの論説“National Self-sufficiency” (8・15/July/1933) を発表、今日に到るまでケインズ研究者のみならず、多くの論者の注目を集めることになる⁷⁶⁾。しかし本論説のタイトルが広範な内容を的確に示していなかったことは間違いない。なぜならその内容は、正統派の経済的国際主義への批判を超えており、また具体的な提案も国家的自給というタイトルほどには過激ではない。すなわちそこには、自由放任型の資本主義経済や利益計算中心の経済合理主義への批判や経済的國家主義の現実に対する批判など幅広い内容が含まれている。(なおこの論説はIからVの5つのパートから成っている)。

ケインズはまずIにおいて、経済的国際主義派が主張する、広範かつ多大な成果について、彼らの自信過剰に多少の皮肉を込めて、次のよう要約する。

「彼らは第1に、自分たちは賢明で、かつ自分たちだけが明晰であり、労働の理想的な国際分業に干渉する政策は、常に利益に反する結果になると信じていた。第2に彼らは、世界全体で資源と能力を最大限に生かすように配分することによって貧困の問題を解決しつつあると信じていた。さらに彼らは、自由貿易は経済的な最適性を実現するだけでなく、個人の創意の追求や才能開花の自由、発明そして特権や独占の力に抗する束縛されない精神の多様さなどを生み出してきたと信じていた。最後に彼らは、自らが平和と国際協調と経済的正義の友であり保証人であり、

進歩をもたらす利益を広げた人々であったと信じていた⁷⁷⁾」。

しかしケインズは、Ⅱにおいて、平和をもたらすはずの経済的国際主義は、「経験と洞察によれば、これとは全く逆であると主張する方が容易である」と述べ、その理由を説明する。

「外国貿易の獲得に国家的な努力を集中していること、外国の資本家の資力の影響力によって一国の経済構造が支配されていること、そして外国の変化する経済政策によって自国の経済生活が大きく左右されることなどが、国際平和を守り保証しているとは思えない。一国の既存の海外権益の保護・新市場の獲得・経済帝国主義の進展などは、国際的な分業・特化の最大化と所有権がどこにあるのかを問うことなく資本の地理的拡散の最大化を目指す機構の、ほとんど避けがたい特徴の一部である⁷⁸⁾」

さらにわれわれが注目したいのは、19世紀には存在していた、経済的国際主義を優位にする2つの条件である調和的な海外投資と国際分業による貿易の利益が失われたことを、具体的かつ平易に説明していることである。

「当時、大規模な移民が新大陸に向かうとき、彼らは旧大陸の技術の成果と資金を新大陸に持ち込んだ。英国の貯蓄は鉄道事業に投資され、鉄道は英国人の技術者によって建設され、その鉄道が英国人の移民を農地や牧場に運んだのであり、節約し貯蓄した人々はそれに応じて収益が還元されたのである。そしてこれはその本質において、ドイツの大企業がシカゴの投機家によって、またリオデジャネイロ市の公共事業が英国の独身女性の貯蓄によってファイナンスされる今日の経済的国際主義とは似て非なるものである。

第2に、各国間で産業化や技術的訓練の機会の程度に大きな差異がある時には、国家間での高度な特化の利益は非常に大きい。しかし私は今日、労働の国際分業の利益が以前と同じように大きいという主張には納得できない。合理的な世界において、かなりの程度の国際的な特化が必要なのは、風土・天然資源・国民性・文化の程度・人口密度などで広範な相違に支配されているような場合においてである。工業製品において、おそらく農産物においても、国家的自給の経済的コストが、国内での生産と消費へと徐々に進めていくことの利益よりも大きく上回っているという主張に、私は疑いを持ち始めている。近代的な大量生産のプロセスの大部分は、ほとんどの国や地域においてほぼ同じ効率で行なえることを経験が証明しつつある。さらに富の増大とともに、住宅・個人サービス・地域での楽しみのような国際的な交易の対象とならないものに比べて、一次産品や工業製品は国民経済の中で相対的に小さな割合しか果さなくなり、その結果、国家的自給の進展に伴うコストの適度な増加は、大きな問題とはならなくなる⁷⁹⁾」。

そして以上の内容を約言したのが、次の有名な文章である。「思想・知識・芸術・歓待・旅行——これらはその性格上、国際的であるべきである。しかし財については、合理的で便宜上可能ならば、国産にしよう。そしてとりわけ金融は何よりもまず、国家的にしよう⁸⁰⁾」。

次のⅢにおいてケインズは、各国それぞれの実験的な試みを評価し、「国家的自給という政策は、それ自体が目的のではなく、他の理想が安全かつ適切に追求できる環境の創造を目指すものと考えらるべきである」と述べるとともに、経済的国際主義の下での成熟国である英国の苦境(Ⅲの〔1〕で述べたトリレンマ)を次のように説明する。

「以前よりも相当に低い利率率を実現しなければ、私企業体制を守ることと技術進歩が可能にする物的な豊かさが両立しないということである。実際、私が望ましく描いている社会は、次

の30年間に、ゼロ近くまで低下した利率を必要としているかもしれない。しかし、危険を考慮した後の利率が世界で同一水準になるように金融的諸力が働く制度の下では、それは最も起こりそうもないことである。ここではこれ以上論及できないが、複雑な理由により、貿易される財のみならず、資本や資金の自由な移動を保証する経済的国際主義は、次の一世代の間に、別の体制下で達成されえたものより、ずっと低い物的繁栄に陥ってしまうかもしれない⁸¹⁾。

ところがⅣに入ると、一転してすべてを金銭的な利益計算で評価する市場至上主義的な経済体制に批判の予先を向ける。すなわち短期的な私的利益の追求の自由が保証されているわれわれの体制では、金銭的な価値が無いが、あるいは低い分野——住宅建設やスラム街の除去、田園の保持や農業など——が犠牲にされてきたと指摘し、私的な金銭計算から自由な国家が、これらの分野で重要な役割を果たすべきであると訴える。

「われわれが、いったん会計的な利益計算から自由になるならば、われわれの文明は変化し始める。そしてわれわれはそれを、意識的に注意深く行なわなければならないが、それは普通の金銭計算を保持するのが賢明な分野があるからである。その基準を変更する必要があるのは、個人よりも国家である。捨てるべきは、株式会社の会長のような大蔵大臣の基準である⁸²⁾」。

そして最後のⅤでは、国家の望ましい目的に関する考察から、現行の政治の世界に立ち戻り、「国家的自給の主導者が権力を得た国々では、私の判断では例外なく、数多くの愚行が行なわれているように見える」と厳しい評価を下し、現実の経済的国家主義の政策をケインズの意図したものではないとして否定する。

「(1933年にロンドンで開催され失敗に終わった)世界経済会議が関税の相互引き下げや地域的取り決めに用意できていたならば、それは心から賞賛すべきことだったであろう。というのは、私は今日の政治的世界で経済的国家主義の名でなされているすべてを支持している考えられたくないからである。私の言いたいことは全く別である⁸³⁾」

そしてさらに、経済的国家主義と国家的自給の動きのなかに3つの危険（とりわけソビエト政権の愚かさ・性急さ・公平な批判に対する不寛容）を指摘した上で、次のように締めくくる。

「われわれが、まごつきながら向っている新しい経済様式は、その本質において実験である。われわれは予め正確に何を望んでいるのかについて明確な考えをもっていない。われわれは進みながら発見するだろうし、経験を重ねて形作っていかなければならない⁸⁴⁾」。

おわりに

ケインズは一貫して、変化する経済状況のもとで具体的な政策目標を掲げ、それを実現するために最善で最適な種々の政策手段を提示しており、したがって本論のテーマに関しても、自由放任主義を信奉する経済的国際主義者でも頑迷な経済的国家主義者でもなく、柔軟さを尊重する現実主義者であり続けたが、それにもかかわらず、大不況下での経済的不均衡の拡大やその後の各国のブロック経済化のなか、次第に経済的国際主義に懐疑的・批判的になっていったことは間違いない。

しかしわれわれは以下で要約するように、自由貿易や対外投資に関する見解や政策提言にある

程度の一貫性があること、さらにいえば、多様な手段を必要に応じて駆使できるようにしておくことを重視はするものの、規制・禁止・介入などの直接的な手段は最小限に抑え、誘導や奨励・助成などの間接的な手段を優先させようとする姿勢を見てとることができる（たとえば、企業の国
有化には一貫して反対していた）。

(1) 大戦後、一貫して自由貿易を支持したケインズは、1930年代に入り、代替的な手段として関税政策を評価するようになるが、具体的に収入関税案を公表し実施を求めたのは、国際的な金融危機に襲われた時期（31年3月）のみであり（しかも金本位制離脱後に撤回）、大戦直後の熱烈な自由貿易の擁護論は展開しなくなったものの、その後も包括的な保護関税には賛成しなかった。

(2) 特定の産業分野の保護政策は、既に1923年の論説で認めており、30年以降、その必要を強調するようになるものの、具体的に保護を求めているのは、一貫して鉄鋼・自動車・農業のみであることも事実である⁸⁵⁾。

(3) 大戦後は終始、過大な対外投資を批判し続けており、国際収支の均衡化が困難な緊急時に、対外投資の直接的な規制を求めたが、最も強く主張したのは、国内投資の奨励・助成による国内への転換を誘導することであった。

ところで最後に指摘しておくべき論点は、本論のテーマと、ケインズが指向した英国の望ましくかつそれに向かうと予想される経済像（ヴィジョン）——（前述した）**国際経済と適度にバランスのとれた国内投資—国内産業型の経済構造**——と関係であり、それは以下の如くである。

まず第1にケインズは、英国経済の貿易依存度が低下していくとみており、その理由として、国際競争力の低下による輸出の減少だけでなく、輸入も減少することを挙げる。すなわち、

①近代的大量生産型の工業製品の場合、国家間での生産費の差が縮小しており、それに伴って国際分業と特化の利益も減少している。②住宅や個人的サービスのような非貿易財の国民経済に占める比重が次第に大きくなる。それゆえケインズは、「国家的自給に伴うコストの適度な増加は大きな問題とはならないのである。要するに国家的自給は、多少コストがかかるけれども、われわれが望むならば、手に入れることができる贅沢品となっていく⁸⁶⁾」予想するのである。

(2) 英国にとって、国内経済の繁栄と高水準の実質生活を実現するためには、十分な国内投資が必要であるが、投資の予想収益が低下している成熟した資本主義経済では、長期金利が低水準であることが不可欠な条件である。しかし、資本が自由に移動する体制下では、各国の金利水準は平準化するので、英国も高金利を強いられることになり、いわゆる国際均衡と国内均衡が矛盾することになる。そこで、ケインズは国内投資を喚起するために信託受託者法の改正を求め、過度の対外投資を国内投資に転換させようとするが、それだけで不十分であり、（しばしば資本の移動の規制を求めつつ）国内での低金利政策と政府による大規模な公共的投資（収益性よりも社会的利益を重視した投資）というポリシー・ミックスを主張し続けたのである⁸⁷⁾。

それゆえ、ケインズは、前述した論説「国家的自給」において、「貿易される財のみならず資本や貸付資金の自由な移動を容認する経済的国際主義」が求めるような「世界的な均一の経済体制が形成される見込みはない」のであり、「われわれが必要としているのは、将来の理想社会に向けての実験を有利に進めるために、そしてそれが過大な経済的コストを伴わずに成し遂げられる範囲内で、国家的自給と経済面で隔離によってできるかぎり外部での経済的变化に干渉されないようにすることである⁸⁸⁾」と結論づけるのである。

注

- 1) J. S. Mill, *Principles of Political Economy* (1848), 『経済学原理(4)』末永茂喜訳, 岩波文庫, 88～90ページ。
- 2) 同上訳書『経済学原理(3)』の275ページ。
- 3) 同上の277ページ。
- 4) Friedrich, List, *Das Nationale System der Politischen Ökonomie* (1841), 『経済学の国民的体系』, 小林昇訳, 岩波書店, 第11章。
- 5) *Economic Journal*, vol. 13, Sep. 1903, pp. 446～8。
- 6) in J. M. Keynes ed., “*Official Papers by Alfred Marshall*” (1926), 服部・藤原訳『立教経済学研究』47巻2・3号, 48巻1号(1993, 1994年)。また, Alfred Marshall, *Money Credit and Commerce* (1923), 『貨幣・信用・貿易』永沢越郎, 岩波書店, 第7章～12章も参照のこと。
- 7) The Collected Writings of J. M. Keynes, vol. XV, pp. 44～59。なお対外投資と対外貸付 (Foreign Lending) とを, 『貨幣論』以降, ケインズは区別するが, 本稿で同じ意味で用いる。
- 8) op. cit., p. 50。
- 9) op. cit., p. 55。
- 10) op. cit., p. 57。
- 11) op. cit., p. 59。
- 12) 『平和の経済的帰結』(ケインズ全集2)早坂忠訳・東洋経済新報社, 1977年, 第2章。
- 13) 同上の179ページ。
- 14) 同上の181ページ。
- 15) 同上の208ページ。
- 16) The Collected Writings of J. M. Keynes, vol. XVII, p. 271。(以下は巻数とページのみ) なおこの論説の拙訳は, 「ケインズの雑誌論文を読む(6)」, 『立命館経済学』第60巻3号2011年9月。
- 17) XVII, p. 451。なお, この論説の拙訳は, 「ケインズの雑誌論文を読む(8)」, 『立命館経済学』第60巻5号2011年12月。
- 18) XIX, p. 3 (この19巻は西村閑也訳があるが, 本稿では原著に従っている)。
- 19) 田中莉三(参考文献30)の50ページによる。
- 20) 以下, XIX, pp. 147～150。
- 21) op. cit., pp. 151～152。
- 22) op. cit., p. 155。
- 23) アーント(参考文献16)の300ページ。
- 24) 『説得論集』(ケインズ全集9巻), 宮崎義一訳, 東洋経済新報社, 1981年の358ページ。
- 25) XIX, p. 406。
- 26) op. cit., p. 728。
- 27) op. cit., p. 729。
- 28) 以下については拙稿「構造改革をめざすケインズ」, 『立命館経済学』第52巻特別号, 2003年10月, 第1章を参照。
- 29) XIX, p. 284。
- 30) op. cit., pp. 148～9。
- 31) op. cit., p. 223。
- 32) op. cit., p. 227。
- 33) 『平和の経済的帰結』(前掲訳書)の200ページ。
- 34) XIX, p. 276。
- 35) op. cit., p. 278。
- 36) op. cit., p. 227。

- 37) op. cit., pp. 227~8。
- 38) op. cit., p. 279。
- 39) op. cit., p. 285。
- 40) op. cit., p. 282。
- 41) op. cit., pp. 286~7。
- 42) op. cit., p. 409。
- 43) マクミラン委員会報告書 (参考文献18) の175ページ。
- 44) 同上の203ページ。
- 45) *Final Report of the Committee on Industry and Trade* (Balfour Final Report), p. 2。
- 46) op. cit., p. 297。
- 47) XX, pp. 323~4。
- 48) op. cit., p. 324。
- 49) XVII, pp. 354~69。拙訳は「ケインズの雑誌論文を読む(7)」『立命館経済学』第60巻4号, 2011年11月。
- 50) 以上は『説得論集』(前掲訳書)の254~60ページによる。
- 51) XIX, pp. 572~3。
- 52) 『説得論集』(前掲訳書)の349~50ページ。
- 53) XIX, p. 709。
- 54) op. cit., p. 721。
- 55) 以上については, たとえば拙稿「ケインズの国際マクロ経済学」, 『立命館経済学』第51巻4号 (2002年10月)を参照のこと。
- 56) XX, pp. 8~9。
- 57) 『説得論集』(前掲訳書)の第2編の4。
- 58) 同上の142ページ。
- 59) 同上の143ページ。
- 60) XX, p. 117。
- 61) 佐々木隆雄『アメリカの通商政策』岩波書店, 1997年の52~55ページ。
- 62) XX, p. 378。
- 63) op. cit., pp. 379~80。
- 64) op. cit., pp. 416~9。
- 65) XIII, pp. 192~4。
- 66) 『説得論集』(前掲訳書)の282~3ページ。
- 67) XX, pp. 490~91。
- 68) op. cit., pp. 498~505による。
- 69) 『説得論集』(前掲訳書)の291ページ。
- 70) 同上の289ページ。
- 71) 同上の278ページ。
- 72) XXI, p. 8。
- 73) op. cit., pp. 103~4。
- 74) op. cit., p. 104。
- 75) op. cit., pp. 123~4。
- 76) op. cit., pp. 233~46。拙訳は「ケインズの雑誌論文を読む(2)」, 『立命館経済学』第55巻4号 (2006年11月)。エマニュエル・トッド『デモクラシー以降』(石崎晴己訳)藤原書店, 2009年に拙訳が資料として所収されている。また参考文献 (1,20,21)も参照のこと。
- 77) op. cit., pp. 234~5。

- 78) op. cit., pp. 235～6。
 79) op. cit., pp. 237～8。
 80) op. cit., p. 236。
 81) op. cit., p. 240。
 82) op. cit., p. 243。
 83) op. cit., p. 244。
 84) op. cit., p. 246。
 85) この3分野の保護の必要性は、論説“Pros and Cons of Tariffs” (30/Nov/1932)で詳しく説明されている (XX, pp. 204～10)。周知のように、自動車を始め電気・化学など新産業が30年代には著しい成長を遂げるが、それらは低迷する旧産業（造船・石炭・銑鉄・綿業など）に比べると国内型であった。
 86) XXI, p. 238。なお、この①と②と同じ指摘が後にアーントによってなされている。(参考文献16の353ページ)。
 87) ケインズは、国家による投資のコントロールのための国家投資委員会や公共投資局の設置を、しばしば求めている。たとえば XXI, pp. 136～7や p. 394を参照。実際、長期金利の低下により、1932年頃から住宅建設ブームが始まり、ポンド安や新産業の急速な成長がそれに加わって、30年代からの景気回復は、英国の場合、比較的順調であったことが知られている。
 88) XXI, pp. 240～1。

参考文献

1. Douglas A. Irwin, *Against the Tide: An Intellectual History of Free Trade*, 1996, 『自由貿易理論史』麻田四郎訳, 文眞堂, 1999年。
2. A. Friedberg, *Weary Titan*, 1988, 『繁栄への限界—1895～1905年の大英帝国』八木・菊池訳, 新森書房, 1989年。
3. E. J. Hobsbawm, *Industry and Empire*, 1968, 『産業と帝国』浜林・神武・和田訳, 未来社, 1984年。
4. P. L. Cottrell, *Overseas Investment in the 19 Century*, 1991, 『イギリスの海外投資—第一次大戦前』西村閑也訳, 早稲田大学出版部, 1992年。
5. 荒井政治『近代イギリス社会経済史』未来社, 1968年。
6. 同上『国際経済史入門』東洋経済新聞社, 1973年。
7. 藤瀬浩司『資本主義世界の成立』ミネルヴァ書房, 1980年。
8. 中西輝政『大英帝国衰亡史』PHP 研究所, 1997年。
9. 熊谷次郎『マンチェスター派経済思想史研究』日本経済評論社, 1991年。
10. 山本繁紳『市場開放のために』同文館, 1986年。
11. 服部・西沢編著『イギリス100年の政治経済学』ミネルヴァ書房, 1999年。
12. 神武・萩原『西洋経済史』有斐閣, 1989年。
13. 平井・深見編著『市場社会の検証』ミネルヴァ書房, 1993年。
14. 斧田好雄『マーシャル国際経済学』晃洋書房, 2006年。
15. 橋本昭一編著『マーシャル経済学』ミネルヴァ書房, 1990年。
16. H. W. Arndt, *The Economic Lessons of the Nineteen-thirties*, 1943, 『世界大不況の教訓』小沢・長部他訳, 東洋経済新報社, 1978年。
17. C. P. Kindleberger, *The World Depression 1929-1939*, 『大不況下の世界1929-39』石崎・木村訳, 東京大学出版会, 1982年。
18. *Committee on Finance and Industry Report*, 1931, 『マクミラン委員会報告書』加藤・西村訳, 日本経済評論社, 1985年。
19. E・トッド他『自由貿易という幻想』藤原書店, 2011年。

20. 岩本武和『ケインズと世界経済』岩波書店, 1999年。
21. 佐伯啓思『ケインズの予言』PHP 新書, 1999年。
22. 藤瀬浩司編著『世界大不況と国際連盟』名古屋大学出版会, 1994年。
23. 神武庸四郎『イギリス金融史研究』御茶の水書房, 1979年。
24. 玉野井・長・西村編著『戦間期の通貨と金融』有斐閣, 1982年。
25. 河野健二編著『ヨーロッパ—1930年代』岩波書店, 1980年。
26. 拙著『ケインズの経済学』中央経済社, 1991年。
また、本稿全体を通じての英国史については以下の著書を参考にした。
27. A. J. P. Taylor *English History 1914~1945*, 1965, 『イギリス現代史Ⅰ, Ⅱ』都築忠七訳, みすず書房, 1968年。
28. P. Clark, *Hope and Glory: Britain 1900~1990*, 1996, 『イギリス現代史』西沢・市橋他訳, 名古屋大学出版会, 2004年。
29. 木幡・村岡編著『イギリス史3—近現代』山川出版社, 1991年。
30. 田中荊三『イギリス現代史』慶応通信, 1969年。
31. 米川伸一編著『概説イギリス史』有斐閣, 1986年。
32. 村岡・川北編著『イギリス近代史』ミネルヴァ書房, 1986年。
33. 川北・木畑編著『イギリスの歴史』有斐閣, 2000年。
なお、本稿の内容は一部、拙稿「ケインズの貿易観の変遷」『立命館経済学』第58号2号, 2009年7月にもとづいている。